

川場村
第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画
成年後見制度利用促進計画

(案)

令和6年2月

川場村

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	2
3 地域福祉とは	2
4 本計画の根拠法	3
5 計画期間	5
6 計画の策定体制	5
第2章 川場村の現状	7
1 人口等の状況	7
2 アンケート調査結果等の概要	12
3 現行計画の進捗評価結果	28
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 基本理念	32
2 基本目標	33
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み	34
基本目標1 地域福祉を推進する人づくり	34
(1)福祉意識の醸成	34
(2)福祉人材の確保と質の向上	38
(3)ボランティアの育成等	40
基本目標2 みんなで支え合い、助け合う地域づくり	42
(1)身近な支え合い体制の充実	42
(2)安心して暮らせる環境づくり	45
(3)社会参加への支援	49
基本目標3 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	51
(1)複合的な課題等に対応する相談支援の充実	51
(2)災害時における要支援者への支援	53
(3)権利擁護の推進	55

第5章 成年後見制度利用促進計画	57
1 基本的な考え方	57
2 推進施策	57
(1)住民に対する成年後見制度の普及啓発	57
(2)関係者に対する成年後見制度に関する普及啓発	57
(3)成年後見制度に関する相談窓口の設置	58
(4)関係機関の連携体制の構築	58
(5)中核機関の整備	58
(6)成年後見人等候補者の調整	58
(7)村長申し立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業	59
(8)日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援	59
(9)後見人等の支援と相談対応	59
(10)成年後見制度利用支援事業の円滑な運用	59
(11)不正防止の取り組み	59
第6章 計画の推進と進捗の管理	60
1 計画の推進	60
2 計画の進捗及び評価	61
資料	62
1 計画策定組織	62
2 計画の策定経過	66

※小学校・中学校については、令和7年4月1日(令和7年度)に統合され、義務教育学校となる予定となっています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 少子高齢化・人口減少の進行

わが国では、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。

本村においても令和5年10月末現在、総人口(3,079人)における65歳以上の占める割合である高齢化率は38.9%、また、0～14歳の割合は10.9%となっており、少子高齢化が進んでいます。今後も高齢化が更に進行する見込みとなっています。

(2) 地域の支援ニーズの複雑化・複合化

近年、1つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や介護と育児のダブルケアなど)、世帯全員が孤立している状態のように、従来の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題が増加し、十分な対応ができていない状況が増えています。

これまで、高齢者や障がい者、子どもなど対象に応じた福祉制度を整備し、支援を求める人への取り組みを充実させてきましたが、上記のような社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みにとらわれない支援が求められています。

(3) 地域共生社会の実現

国は、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりに暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

(4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、認知症高齢者等の増加が見込まれていること、また、知的障がい者、その他の精神上的の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが課題となっています。しかし、課題の解決策の1つである成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。

このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)が平成28年に制定されました。

(5) さまざまな感染症や自然災害への対応

毎年のように各地で自然災害が発生しており、その度に支え合いや助け合いの精神の重要性が指摘されています。

また、近年の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、新しい生活様式が求められるなど、人と人との交流やつながりの重要性について、再認識する機会となっています。

これまでのつながりを絶やさないようにするためにも、オンライン等の活用を含めた新たなコミュニケーションや支援のあり方について考えていく必要があります。

2 計画策定の目的

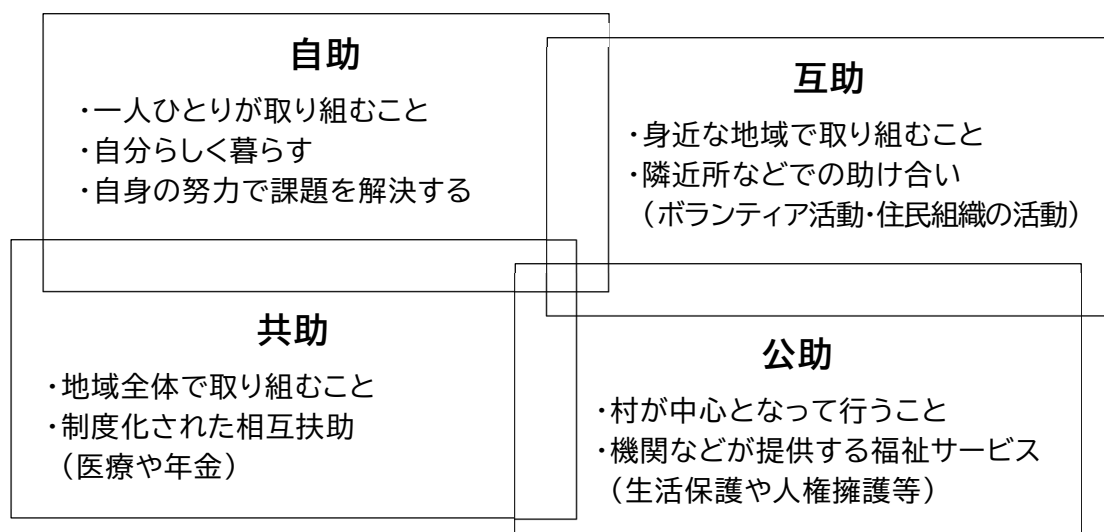
本村では、これまでの取り組みに加え、高齢者や障がい者、子どもという対象によらない、「地域」を中心に支え合い、助け合いながら、福祉課題に対応するための計画として、「川場村第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

また、本計画は、国の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」の内容を抱合するものとします。

3 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で人々が安心して暮らせるよう、住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

この実現のためにも、人と人とのつながりや支え合いの精神を醸成し、地域全体で課題の解決に向けて取り組むことが重要です。



4 本計画の根拠法

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を目的として、同法第107条の規定に基づき市町村が策定し、福祉に関する部門別計画（子育て、高齢者、障がい者等に関する部門別計画）に関する『共通軸に関する施策』を体系化する福祉分野の上位計画に位置づけられる計画です。

社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、民間組織である川場村社会福祉協議会が策定する活動計画です。社会福祉法第 109 条において、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされていることから、地域福祉活動計画は、市町村が策定する地域福祉計画の理念やビジョンを踏まえつつ、社会福祉協議会が地域住民や関係団体等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示すものです。

社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては・・・(中略) 指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加する者とする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を審査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関をおくよう努めるものとする。

5 計画期間

本計画は令和6年度を初年度とし、令和10年度を目標年度とする5か年計画です。

なお、国や群馬県による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、地域、医療・福祉関係の代表者等からなる「川場村第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、幅広い意見を聞きながら行いました。

(2) 庁内関係各課との連携

本計画の策定にあたり、健康福祉課や社会福祉協議会を中心に庁内関係各課の各担当部門との連携を図り、計画策定委員会との連携・調整を行いました。

(3) アンケート調査の実施

住民の生活実態や福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要

	地域福祉に関するアンケート調査
調査対象者	村内にお住まいの18歳以上の人(600人) ※無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収、自己記入
調査時期	令和4年11月
調査対象地区	村内全域
調査票配布数	600
回収数	378
回収率	63.0%
有効集計数	375

(4) 住民座談会の開催

川場村社会福祉協議会において、地域福祉への意識や現状を住民から聴取する目的で、令和5年7月から8月にかけて住民座談会を開催しました。

(5) 関係団体等ヒアリング調査の実施

地域で福祉活動に取り組む団体を対象としたヒアリング調査を実施し、活動における課題や今後の方向性に関する意見等を把握しました。

調査実施団体(23 団体)

地域福祉に関する関係団体等ヒアリング調査		
川場村議会	川場小学校	いきいきサロン(門前)
川場村区長会	川場中学校	いきいきサロン(谷地)
川場村民生委員児童委員協議会	かわば森のこども園	いきいきサロン(湯原)
川場村婦人会	川場村商工会	いきいきサロン(萩室)
川場村ボランティア連絡協議会	川場村スポーツクラブ	いきいきサロン(立岩)
川場村老人クラブ連合会	川場村子ども育成団体連絡協議会	いきいきサロン(生品)
身障連川場村分会	川場春光園	
手をつなぐ親の会	かわばの杜	
	子育てサロン	

(6) パブリックコメントの実施

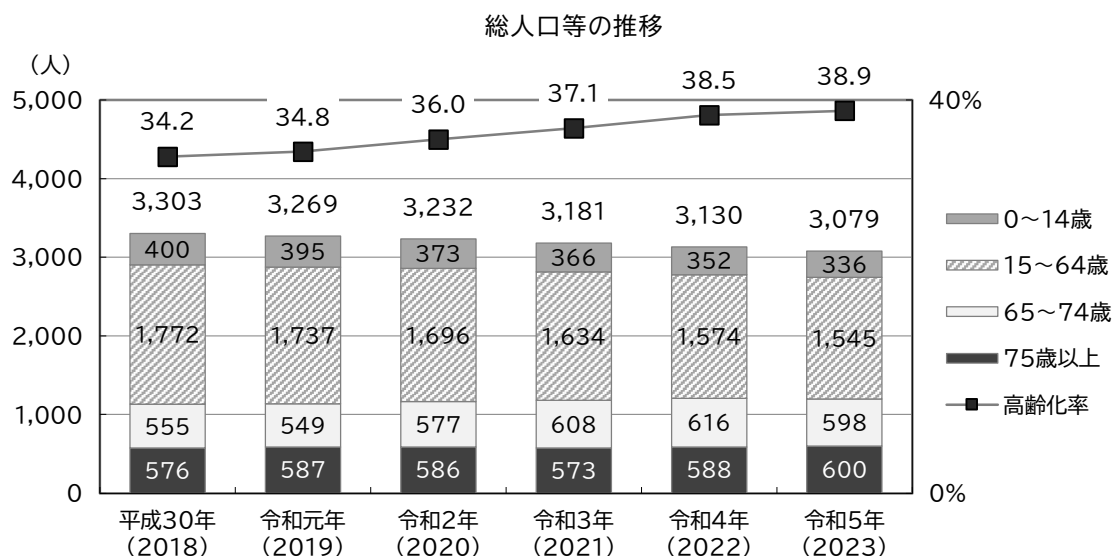
計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施します。

第2章 川場村の現状

1 人口等の状況

(1) 総人口等

本村の総人口は減少傾向にあり、令和5(2023)年10月1日現在3,079人となっています。その一方で高齢者人口(65歳以上人口)はほぼ横ばいで推移しており、高齢化率は平成30(2018)年の34.2%から、令和5(2023)年の38.9%にまで上昇しています。



※住民基本台帳(各年10月1日現在)

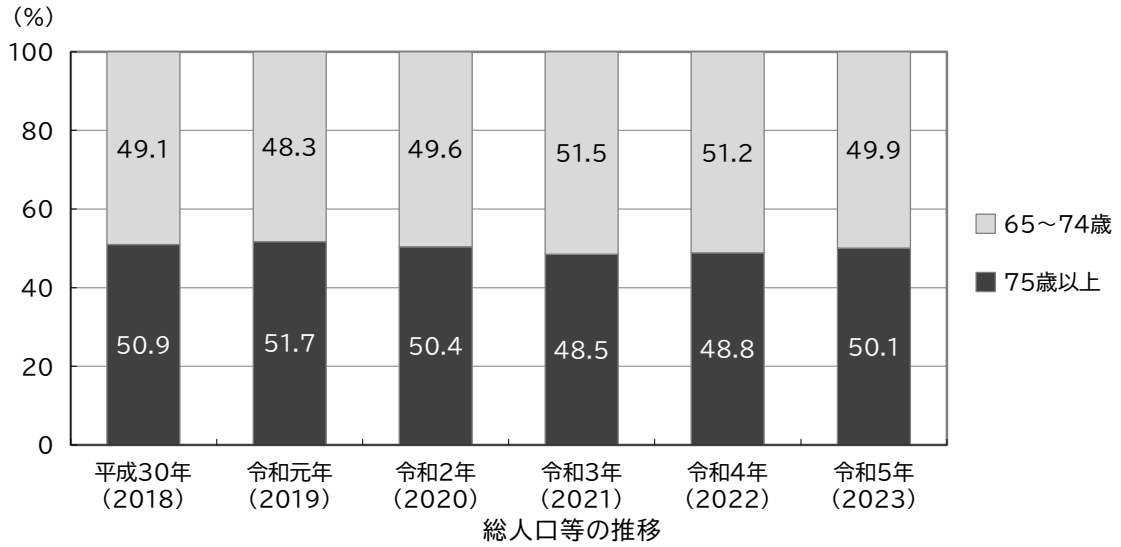
総人口等の推移

(単位:人、%)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	3,303	3,269	3,232	3,181	3,130	3,079
男	1,579	1,559	1,556	1,525	1,505	1,470
女	1,724	1,710	1,676	1,656	1,625	1,609
0~14歳	400	395	373	366	352	336
(総人口比)	12.1	12.1	11.5	11.5	11.2	10.9
15~64歳人口	1,772	1,737	1,696	1,634	1,574	1,545
(総人口比)	53.6	53.1	52.5	51.4	50.3	50.2
65歳以上人口	1,131	1,136	1,163	1,181	1,204	1,198
(総人口比)	34.2	34.8	36.0	37.1	38.5	38.9
65~74歳	555	549	577	608	616	598
75歳以上	576	587	586	573	588	600

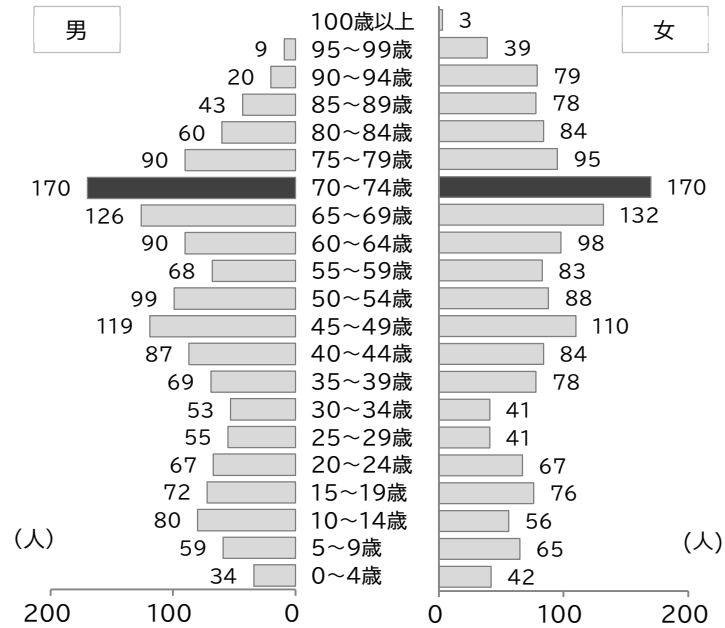
※住民基本台帳(各年10月1日現在)

65歳以上人口の構成比



※住民基本台帳(各年 10月1日現在)

人口ピラミッド(令和5年10月1日現在)

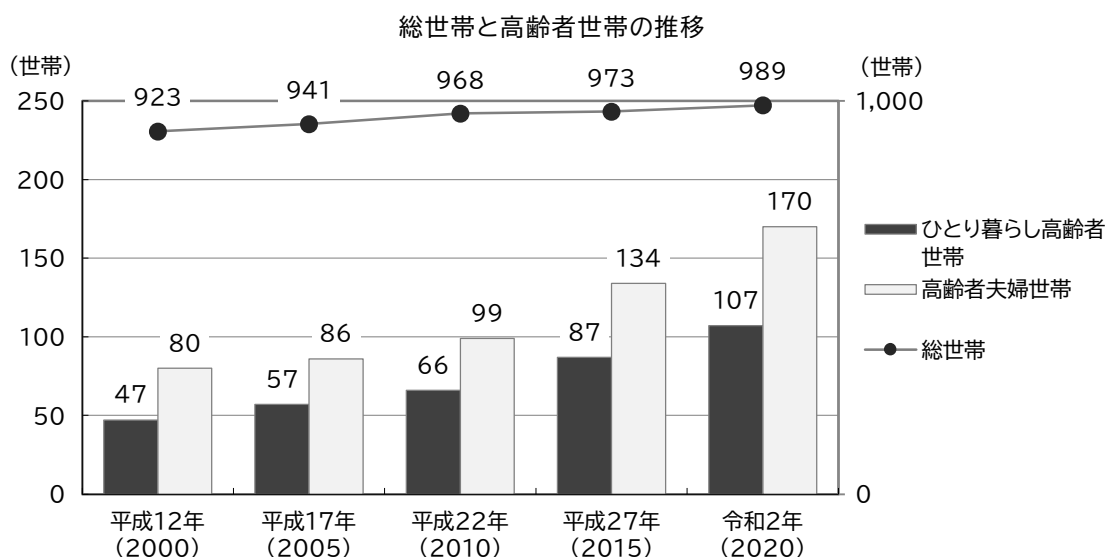


※住民基本台帳

(2) 総世帯と高齢者世帯

総世帯数は増加傾向にあります。ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯も増加が続いています。

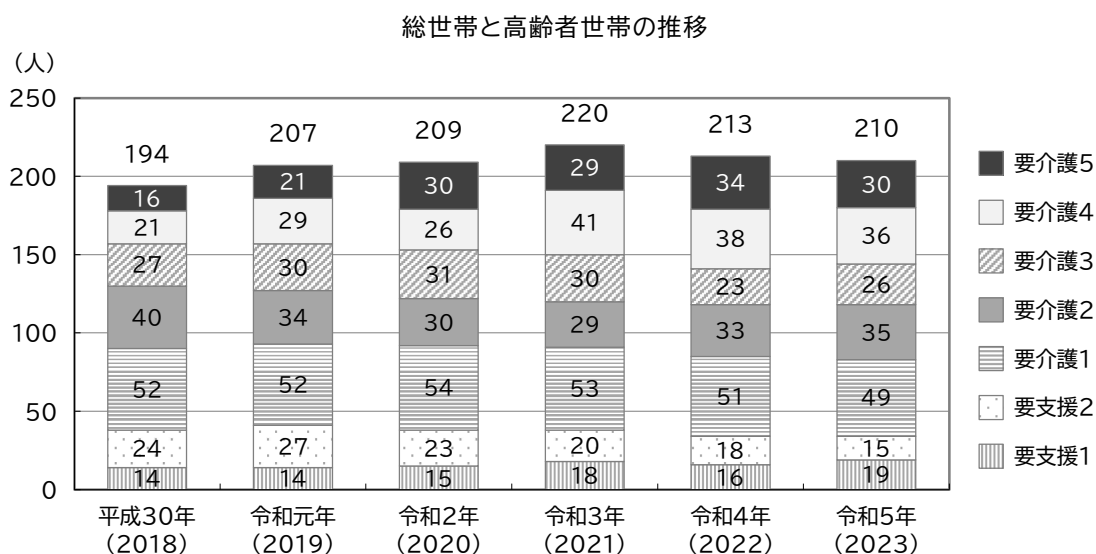
令和2(2020)年10月1日現在、総世帯数 989 世帯に対して、ひとり暮らし高齢者世帯は 10.8%、高齢者夫婦世帯は 17.2%となっています。



※国勢調査(各年10月1日)

(3) 要介護認定者

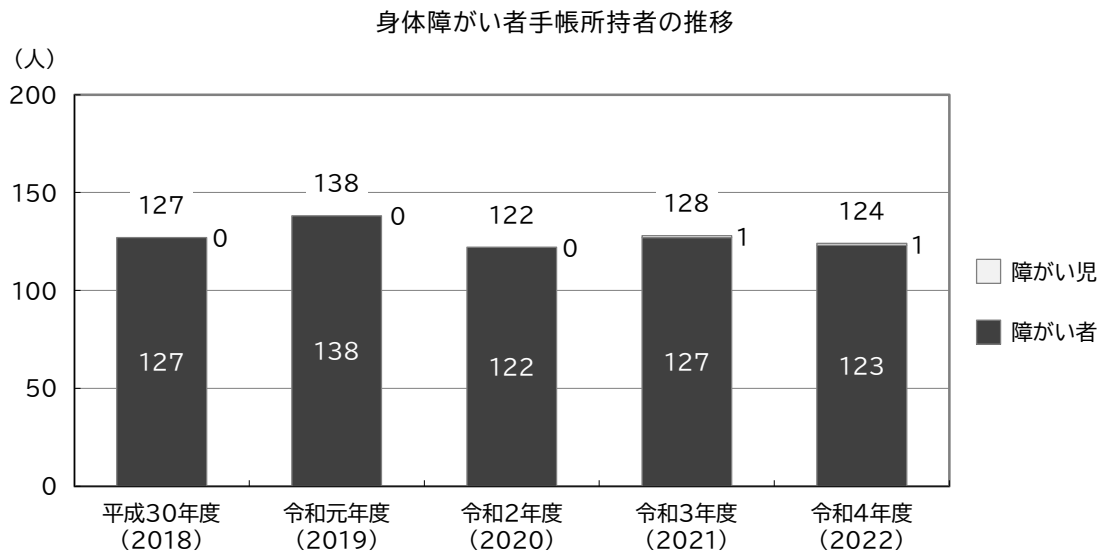
令和5(2023)年3月末現在の要介護認定者は210人となっています。



※地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

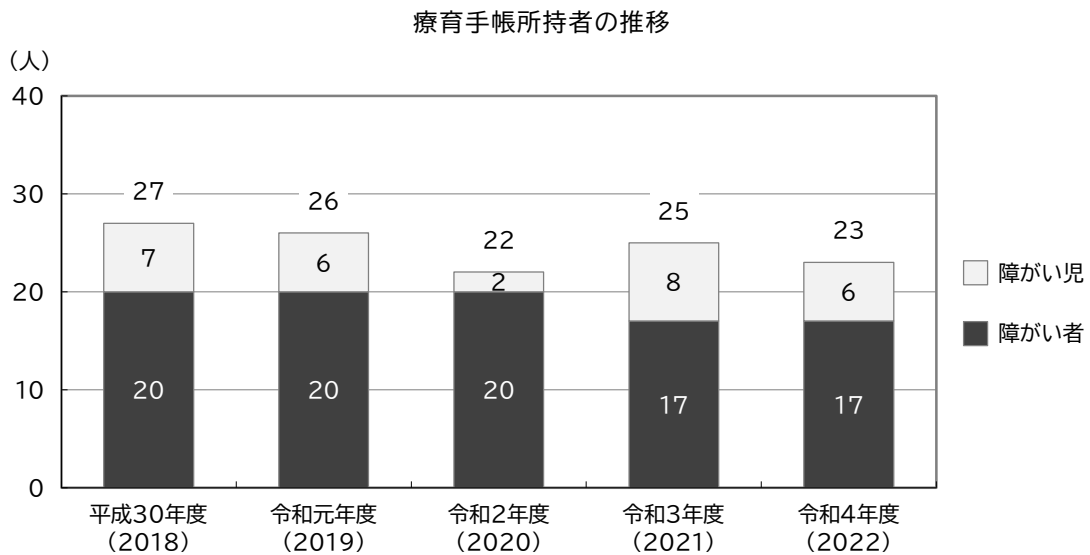
(4) 身体障がいのある人

身体障がい者手帳所持者は、令和4年度末現在 124 人となっています。



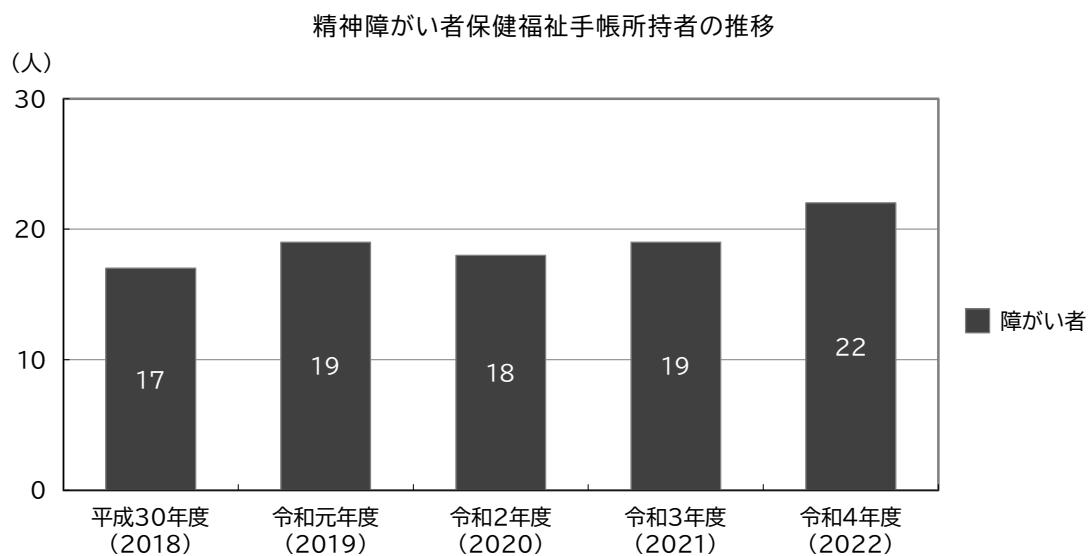
(5) 知的障がいのある人

療育手帳所持者は、令和4年度末現在 23 人となっています。



(6) 精神障がいのある人

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和4年度末現在22人となっています。

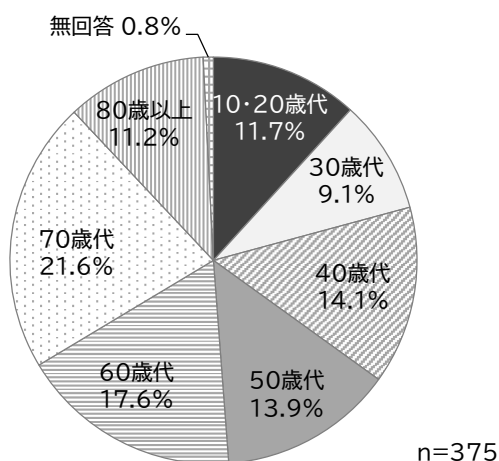


2 アンケート調査結果等の概要

(1) 地域福祉に関するアンケート調査

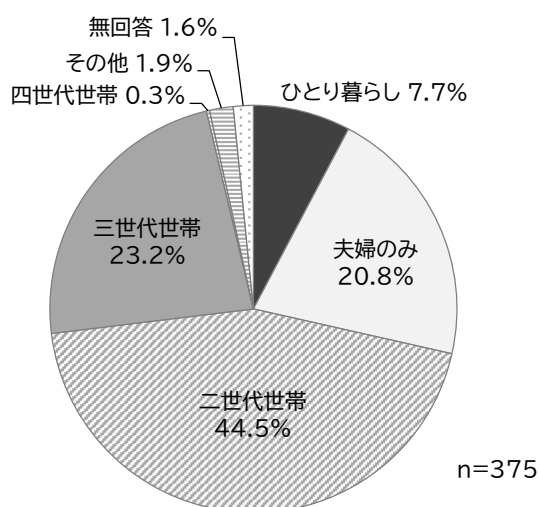
①年齢

「70歳代」が21.6%、「60歳代」が17.6%、「40歳代」が14.1%、「50歳代」が13.9%、「10・20歳代」が11.7%、「80歳以上」が11.2%、「30歳代」は9.1%となっています。



②家族構成

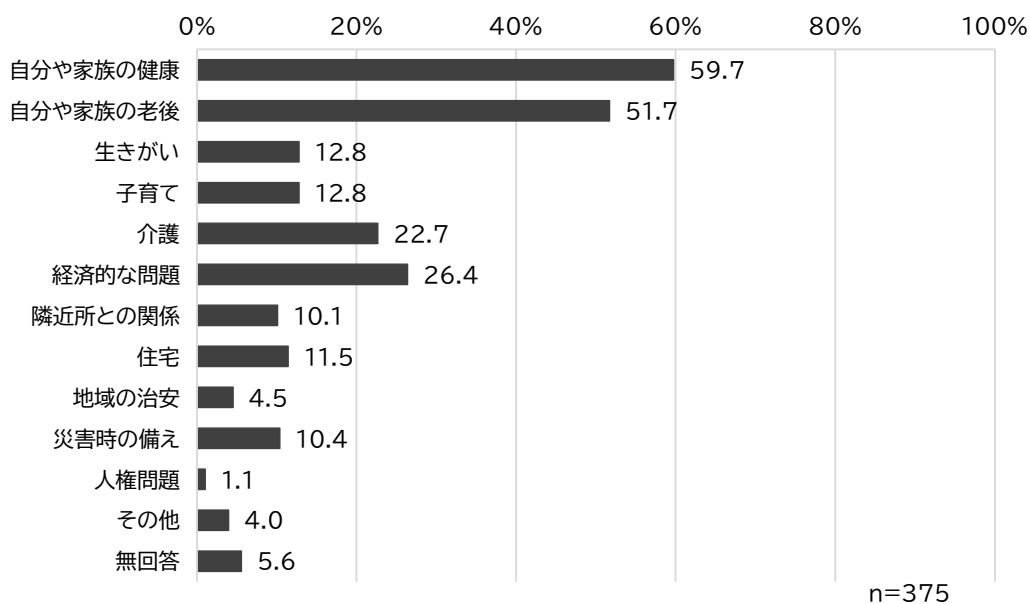
「二世世代世帯」が44.5%、「三世世代世帯」が23.2%、「夫婦のみ」が20.8%、「ひとり暮らし」が7.7%、「その他」が1.9%、「四世代世帯」は0.3%となっています。



③日々の生活で感じている悩みや不安

「自分や家族の健康」が59.7%と最も高く、次いで「自分や家族の老後」が51.7%、「経済的な問題」が26.4%、「介護」が22.7%、「生きがい」と「子育て」が12.8%となっています。

年齢で見ると、50・60歳代の「自分や家族の老後」は67.8%となっています。また、「経済的な問題」は低い年齢で40%弱となっています。

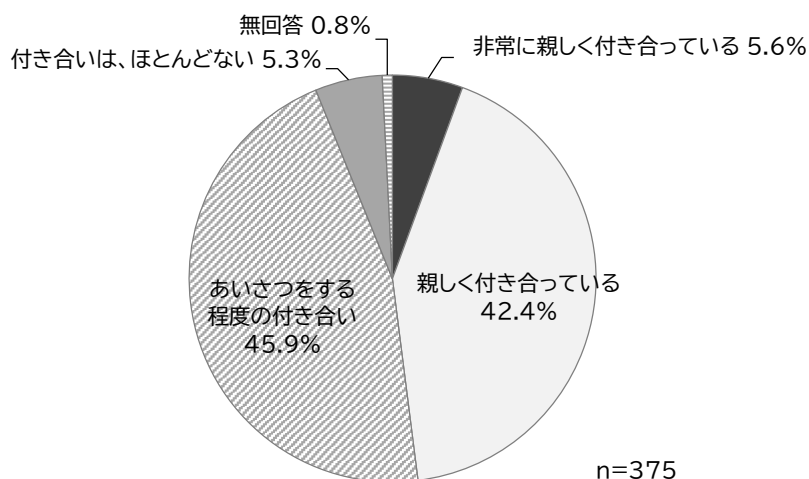


	年齢				家族構成			
	10・20歳代	30・40歳代	50・60歳代	70歳以上	ひとり暮らし	夫婦のみ	二世帯世帯	三・四世代世帯
<回答者数>	44	87	118	123	29	78	167	88
自分や家族の健康	40.9	55.2	69.5	61.0	55.2	71.8	57.5	54.5
自分や家族の老後	22.7	49.4	67.8	49.6	41.4	61.5	53.9	45.5
生きがい	13.6	10.3	18.6	8.9	17.2	7.7	12.0	18.2
子育て	11.4	37.9	8.5	0.0	3.4	1.3	16.8	18.2
介護	6.8	19.5	29.7	24.4	17.2	21.8	23.4	25.0
経済的な問題	38.6	39.1	27.1	13.0	20.7	14.1	35.9	25.0
隣近所との関係	6.8	11.5	8.5	12.2	17.2	12.8	10.8	4.5
住宅	13.6	21.8	10.2	4.9	13.8	9.0	11.4	14.8
地域の治安	4.5	5.7	2.5	5.7	10.3	2.6	3.6	6.8
災害時の備え	9.1	11.5	12.7	8.1	6.9	10.3	10.8	12.5
人権問題	0.0	1.1	0.8	1.6	3.4	1.3	0.0	1.1
その他	6.8	1.1	4.2	4.9	10.3	3.8	1.2	8.0
無回答	9.1	6.9	0.8	6.5	0.0	3.8	4.8	8.0

④近所の人との付き合いの程度

「あいさつをする程度の付き合い」(45.9%)と「親しく付き合っている」(42.4%)がそれぞれ半数近くを占めています。

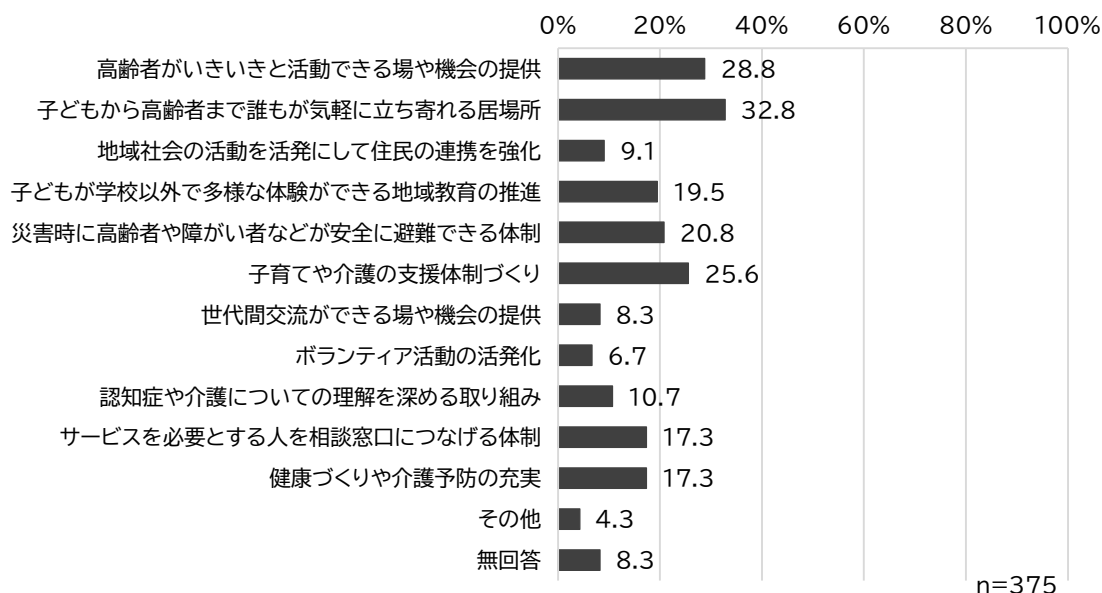
年齢で見ると、「親しく付き合っている」は年齢が上がるにつれて高くなっています。



④少子高齢化が進行していく中で、地域に対して特に望むこと

「子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れる居場所」が 32.8%と最も高く、次いで「高齢者がいきいきと活動できる場や機会の提供」と 28.8%となっています。

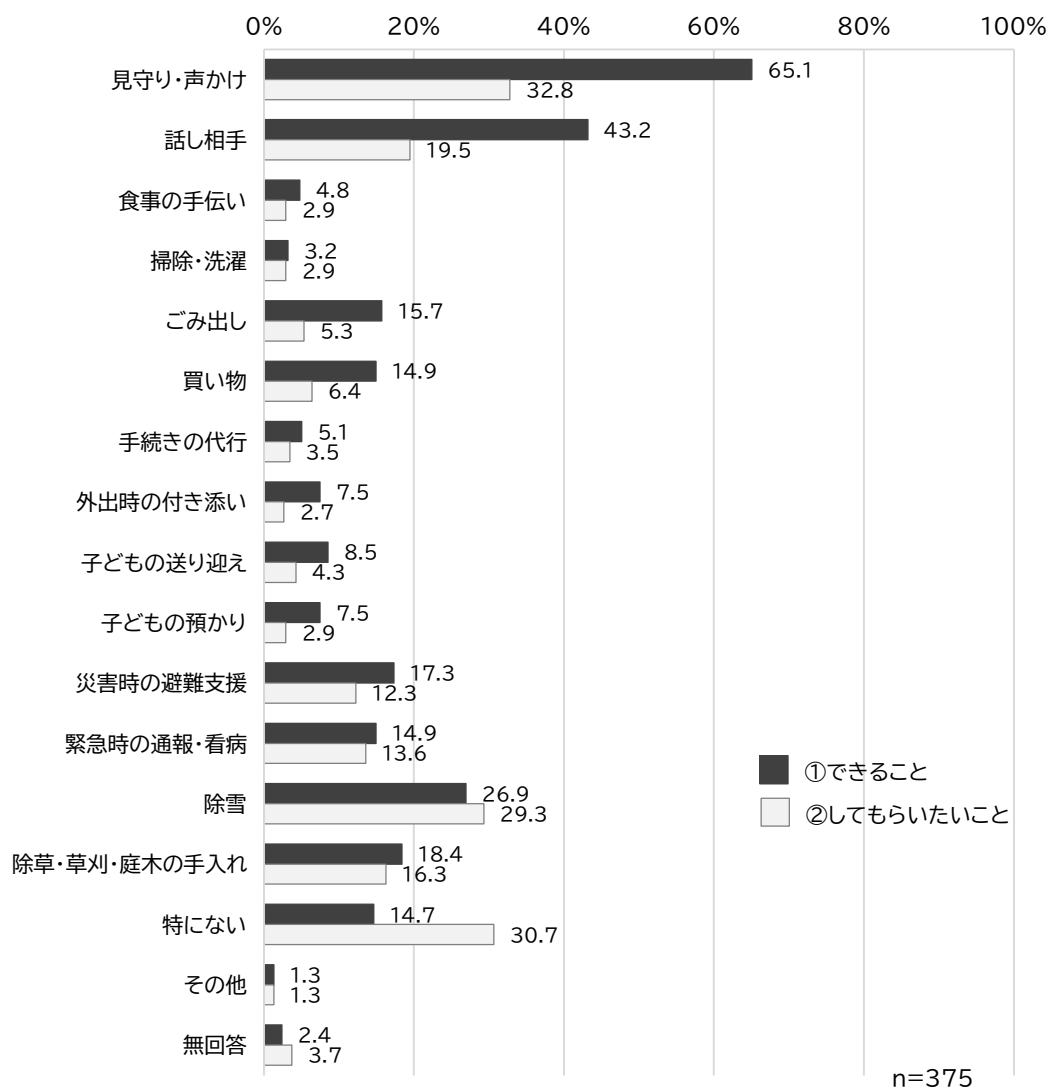
これ以外で 15%を超えるのは、「子育てや介護の支援体制づくり」(25.6%)、「災害時に高齢者や障がい者などが安全に避難できる体制」(20.8%)、「子どもが学校以外で多様な体験ができる地域教育の推進」(19.5%)、「サービスを必要とする人を相談窓口につなげる体制」(17.3%)、「健康づくりや介護予防の充実」(17.3%)となっています。



⑤近所の人困っているときにできること、自分が困っているときにしてもらいたいこと

“ご近所の人困っているときにできること”では、「見守り・声かけ」が65.1%と最も高く、次いで「話し相手」が43.2%、「除雪」(26.9%)の順となっています。

一方、“あなたが困っているときにご近所の人にしてもらいたいこと”では、「見守り・声かけ」が32.8%と最も高く、次いで「特にない」が30.7%、「除雪」が29.3%となっています。

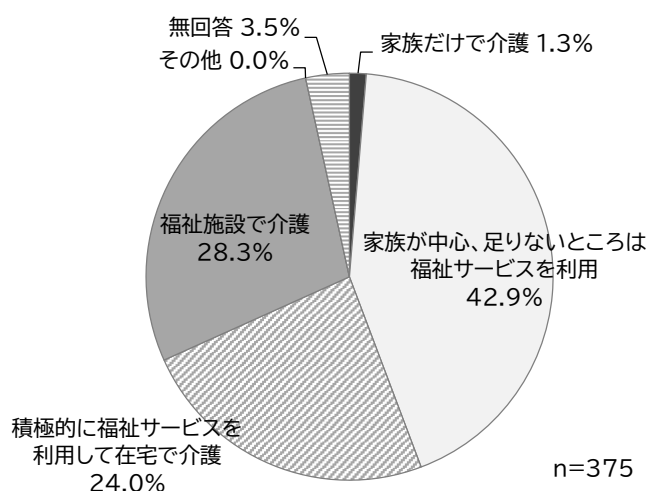


⑥福祉サービスに関する意向

「家族が中心、足りないところは福祉サービスを利用」が42.9%と最も高く、次いで「福祉施設で介護」が28.3%、「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護」(24.0%)の順となっています。

年齢で見ると、「家族が中心、足りないところは福祉サービスを利用」は年齢が上がるにつれて低くなっています。

居住地区で見ると、「福祉施設で介護」は地区によって差がみられます。

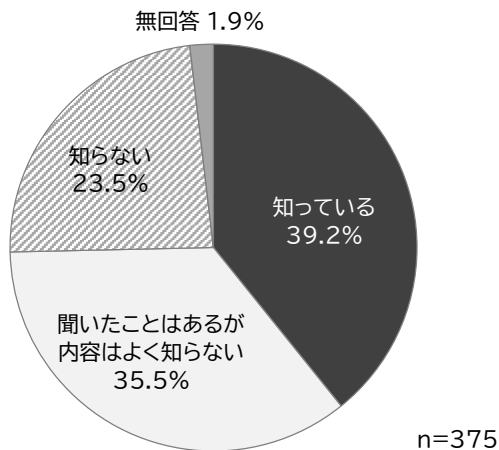


	年齢				家族構成			
	10・20 歳代	30・40 歳代	50・60 歳代	70歳以上	ひとり暮らし	夫婦のみ	二世世代世帯	三・四世代世帯
<回答者数>	44	87	118	123	29	78	167	88
家族だけで介護	0.0	0.0	0.8	2.4	3.4	1.3	1.2	0.0
家族が中心、足りないところは福祉サービスを利用	63.6	42.5	40.7	38.2	31.0	42.3	44.9	43.2
積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護	25.0	29.9	23.7	20.3	20.7	24.4	22.2	27.3
福祉施設で介護	9.1	23.0	33.1	34.1	37.9	28.2	28.7	26.1
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	2.3	4.6	1.7	4.9	6.9	3.8	3.0	3.4

	居住地区				
	青龍	谷地	川場湯原	川東	生品
<回答者数>	71	94	60	79	62
家族だけで介護	0.0	2.1	0.0	1.3	1.6
家族が中心、足りないところは福祉サービスを利用	36.6	46.8	43.3	43.0	45.2
積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護	33.8	27.7	20.0	13.9	24.2
福祉施設で介護	19.7	21.3	35.0	39.2	27.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	9.9	2.1	1.7	2.5	1.6

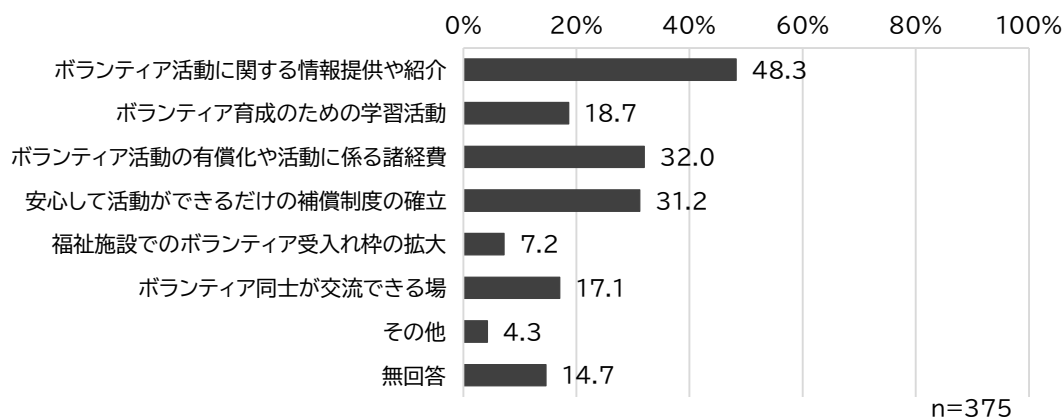
⑦ 成年後見制度の認識状況

「知っている」が 39.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が 35.5%、「知らない」(23.5%) の順となっています。



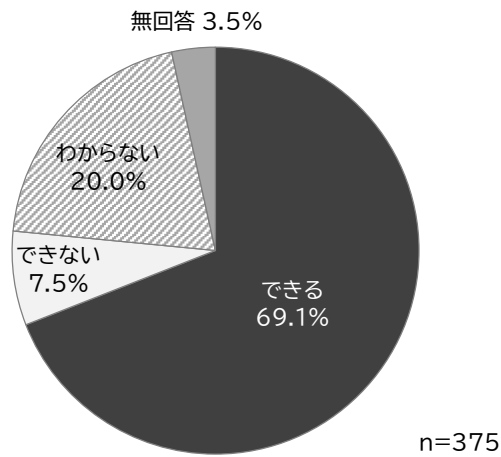
⑧ ボランティア活動の活発化に必要と思うこと

「ボランティア活動に関する情報提供や紹介」が 48.3%と最も高く、次いで「ボランティア活動の有償化や活動に係る諸経費」が 32.0%、「安心して活動ができるだけの補償制度の確立」(31.2%) の順となっています。



⑨災害発生時にひとりで避難が可能かどうか

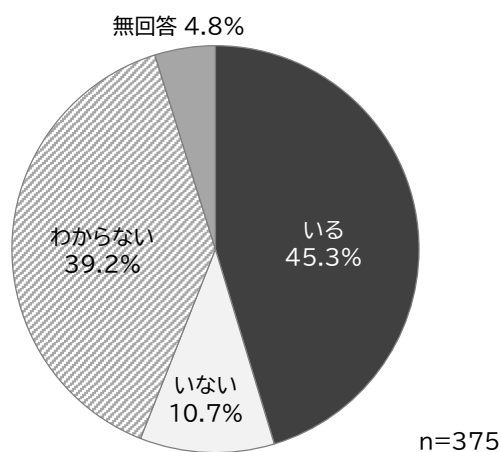
「できる」が 69.1%と最も高く、次いで「わからない」が 20.0%、「できない」(7.5%)の順となっています。



	年齢				家族構成			
	10・20歳代	30・40歳代	50・60歳代	70歳以上	ひとり暮らし	夫婦のみ	二世世代世帯	三・四世代世帯
<回答者数>	44	87	118	123	29	78	167	88
できる	61.4	63.2	76.3	69.1	65.5	73.1	65.3	72.7
できない	4.5	6.9	5.1	11.4	3.4	3.8	10.2	6.8
わからない	34.1	25.3	16.9	13.8	24.1	21.8	22.2	13.6
無回答	0.0	4.6	1.7	5.7	6.9	1.3	2.4	6.8

⑨災害発生時に避難を助けてくれる人の有無

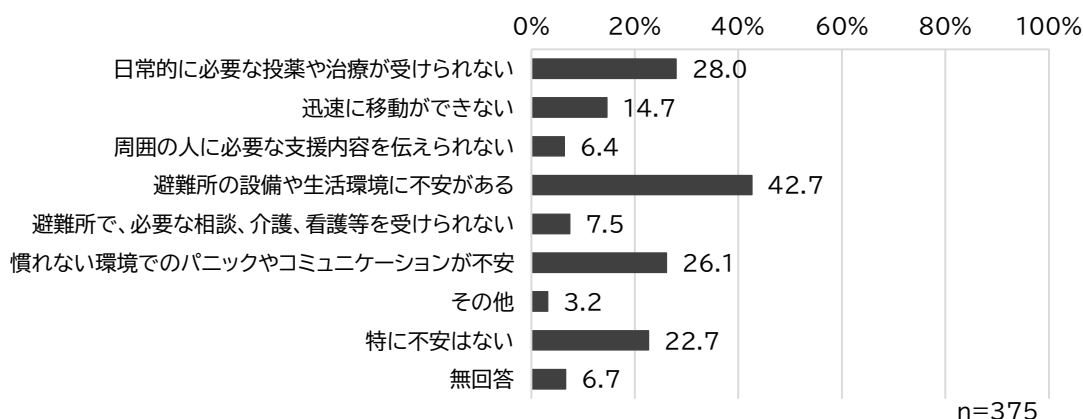
「いる」が 45.3%と最も高く、次いで「わからない」が 39.2%、「いない」(10.7%)の順となっています。



⑩災害発生時に困ること

「避難所の設備や生活環境に不安がある」が42.7%と最も高く、次いで「日常的に必要な投薬や治療が受けられない」が28.0%、「慣れない環境でのパニックやコミュニケーションが不安」が26.1%、「特に不安はない」(22.7%)の順となっています。

年齢で見ると、70歳以上の「日常的に必要な投薬や治療が受けられない」は40.7%となっています。

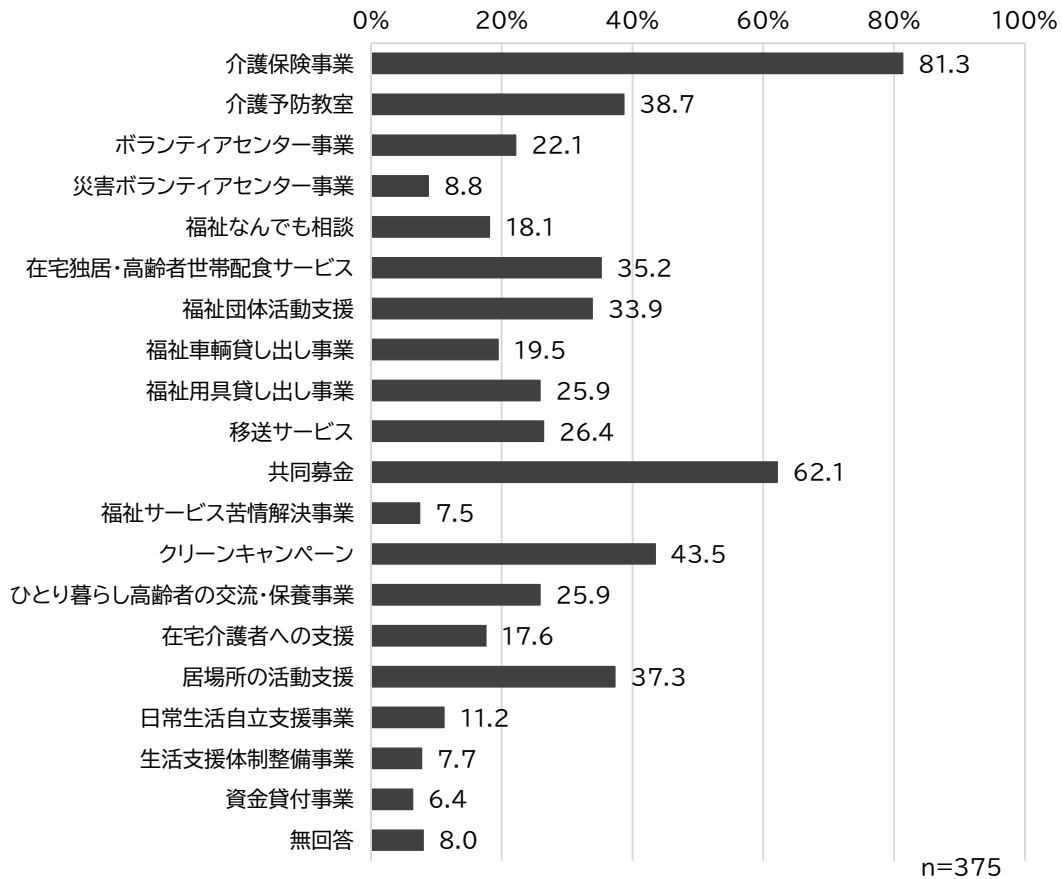


	年齢				家族構成			
	10・20歳代	30・40歳代	50・60歳代	70歳以上	ひとり暮らし	夫婦のみ	二世帯世帯	三・四世代世帯
<回答者数>	44	87	118	123	29	78	167	88
日常的に必要な投薬や治療が受けられない	6.8	17.2	30.5	40.7	27.6	38.5	23.4	27.3
迅速に移動ができない	22.7	11.5	7.6	20.3	20.7	9.0	16.2	15.9
周囲の人に必要な支援内容を伝えられない	9.1	5.7	3.4	8.1	0.0	2.6	8.4	8.0
避難所の設備や生活環境に不安がある	36.4	51.7	44.1	37.4	31.0	42.3	47.3	36.4
避難所で、必要な相談、介護、看護等を受けられない	2.3	8.0	10.2	5.7	3.4	11.5	8.4	3.4
慣れない環境でのパニックやコミュニケーションが不安	29.5	34.5	22.9	22.0	27.6	21.8	29.3	25.0
その他	4.5	5.7	0.8	3.3	0.0	1.3	2.4	6.8
特に不安はない	15.9	11.5	31.4	23.6	31.0	32.1	21.6	12.5
無回答	0.0	8.0	3.4	11.4	10.3	3.8	5.4	11.4

	居住地区				
	青龍	谷地	川場湯原	川東	生品
<回答者数>	71	94	60	79	62
日常的に必要な投薬や治療が受けられない	29.6	27.7	25.0	31.6	25.8
迅速に移動ができない	9.9	17.0	15.0	13.9	16.1
周囲の人に必要な支援内容を伝えられない	4.2	3.2	8.3	8.9	8.1
避難所の設備や生活環境に不安がある	49.3	42.6	35.0	40.5	45.2
避難所で、必要な相談、介護、看護等を受けられない	8.5	6.4	5.0	10.1	6.5
慣れない環境でのパニックやコミュニケーションが不安	29.6	27.7	35.0	16.5	24.2
その他	7.0	2.1	3.3	2.5	1.6
特に不安はない	21.1	18.1	21.7	25.3	25.8
無回答	4.2	8.5	15.0	5.1	1.6

⑪川場村社会福祉協議会の認識状況

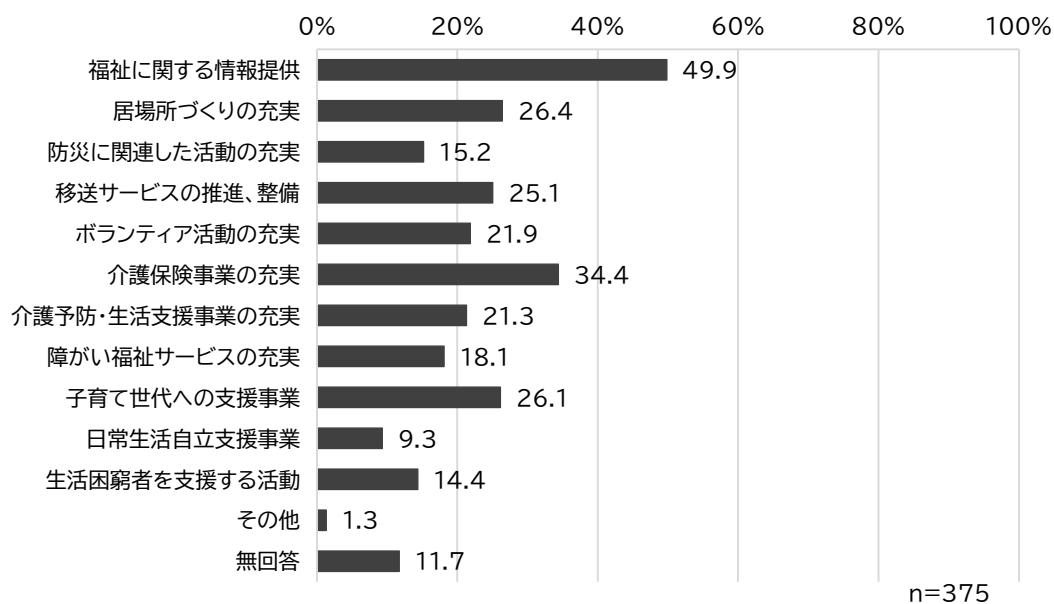
「介護保険事業」が81.3%と最も高く、次いで「共同募金」が62.1%、「クリーンキャンペーン」が43.5%、「介護予防教室」が38.7%、「居場所の活動支援」が37.3%、「在宅独居・高齢者世帯配食サービス」が35.2%、「福祉団体活動支援」(33.9%)の順となっています。



⑫川場村社会福祉協議会に期待すること

「福祉に関する情報提供」が49.9%と最も高くなっています。

これ以外で20%を超えるのは、「介護保険事業の充実」(34.4%)、「居場所づくりの充実」(26.4%)、「子育て世代への支援事業」(26.1%)、「移送サービスの推進、整備」(25.1%)、「ボランティア活動の充実」(21.9%)、「介護予防・生活支援事業の充実」(21.3%)となっています。

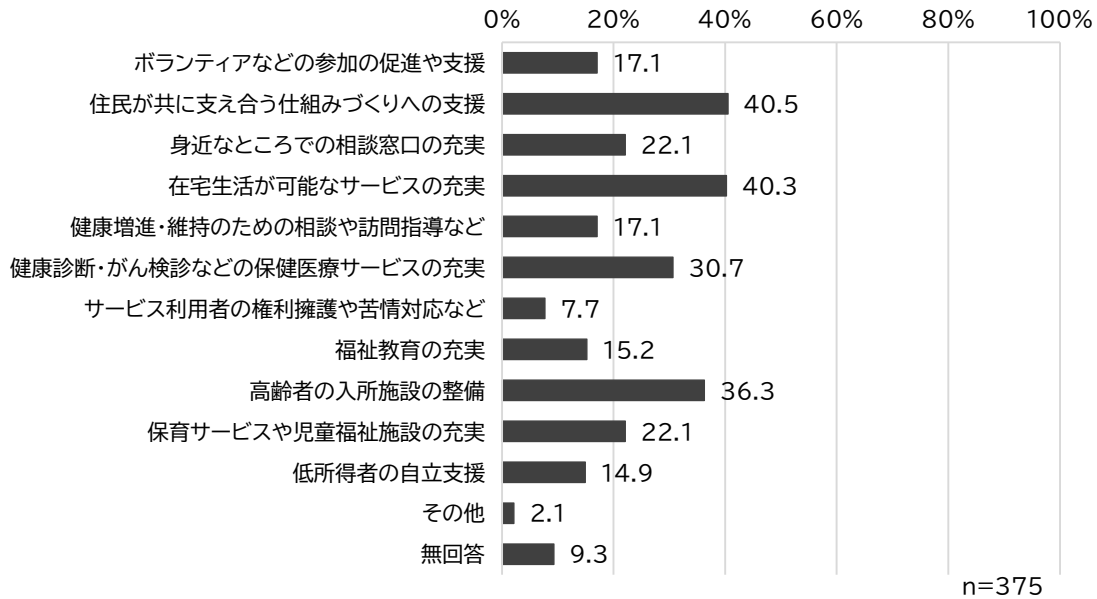


	年齢				家族構成			
	10・20歳代	30・40歳代	50・60歳代	70歳以上	ひとり暮らし	夫婦のみ	二世帯世帯	三・四世代世帯
<回答者数>	44	87	118	123	29	78	167	88
福祉に関する情報提供	34.1	44.8	57.6	51.2	55.2	55.1	46.7	48.9
居場所づくりの充実	22.7	21.8	28.8	28.5	24.1	28.2	25.1	27.3
防災に関連した活動の充実	13.6	12.6	20.3	13.0	20.7	15.4	15.6	14.8
移送サービスの推進、整備	9.1	21.8	31.4	26.8	44.8	29.5	18.6	27.3
ボランティア活動の充実	22.7	12.6	28.0	22.8	20.7	29.5	20.4	18.2
介護保険事業の充実	31.8	28.7	36.4	36.6	34.5	33.3	34.7	31.8
介護予防・生活支援事業の充実	13.6	23.0	30.5	13.0	20.7	21.8	20.4	20.5
障がい福祉サービスの充実	20.5	16.1	18.6	17.9	24.1	20.5	14.4	19.3
子育て世代への支援事業	31.8	43.7	25.4	12.2	13.8	20.5	30.5	28.4
日常生活自立支援事業	4.5	11.5	14.4	4.1	13.8	7.7	8.4	10.2
生活困窮者を支援する活動	4.5	16.1	16.1	14.6	17.2	14.1	10.8	17.0
その他	2.3	0.0	0.8	2.4	0.0	0.0	2.4	1.1
無回答	6.8	11.5	6.8	18.7	24.1	11.5	11.4	10.2

⑬ 今後、川場村が取り組むべき施策の優先度

「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が40.5%と最も高く、次いで「高齢や障がいがあっても、在宅生活が可能なサービスの充実」が40.3%、「高齢者の入所施設の整備」が36.3%、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」が30.7%、「身近なところでの相談窓口の充実」と「保育サービスや児童福祉施設の充実」が22.1%となっています。

家族構成でみると、「高齢者の入所施設の整備」は構成によって差がみられます。



	年齢				家族構成			
	10・20歳代	30・40歳代	50・60歳代	70歳以上	ひとり暮らし	夫婦のみ	二世世代世帯	三・四世代世帯
<回答者数>	44	87	118	123	29	78	167	88
ボランティアなどの参加の促進や支援	9.1	10.3	22.0	20.3	17.2	25.6	16.8	12.5
住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援	27.3	29.9	49.2	44.7	48.3	35.9	42.5	38.6
身近なところでの相談窓口の充実	11.4	18.4	23.7	27.6	31.0	24.4	20.4	22.7
高齢や障がいがあっても、在宅生活が可能なサービスの充実	25.0	34.5	43.2	47.2	48.3	43.6	38.3	36.4
健康増進・維持のための相談や訪問指導など	9.1	17.2	19.5	17.9	20.7	14.1	15.6	22.7
健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実	31.8	28.7	35.6	26.8	44.8	26.9	32.3	28.4
サービス利用者の権利擁護や苦情対応など	2.3	11.5	6.8	8.1	10.3	5.1	9.6	5.7
福祉教育の充実	11.4	24.1	14.4	11.4	13.8	9.0	18.6	17.0
高齢者の入所施設の整備	22.7	28.7	39.0	43.9	24.1	46.2	32.3	40.9
保育サービスや児童福祉施設の充実	29.5	36.8	19.5	12.2	13.8	23.1	23.4	22.7
低所得者の自立支援	6.8	14.9	15.3	17.1	27.6	11.5	16.8	10.2
その他	6.8	1.1	2.5	0.8	0.0	1.3	2.4	3.4
無回答	11.4	8.0	5.1	12.2	6.9	10.3	7.2	11.4

(2) 住民座談会

① 雪かきについて

- 今のところ、雪かきボランティアは何とかなっているが、次の世代のボランティアを探すのが大変になってきている。
- 村道は雪かきボランティアが対応をしている。場所によって雪をどかすところがない道がある。
- 雪かきボランティアはトラクターがある家が順番に当番をしているが、今はできていても数年後はどうなるかわからない。担い手が心配。
- 高齢化により、ボランティアや近所での対応が今後は難しくなる。
- 自宅の除雪機は雪が湿っていると使い物にならない。屋根の雪が落ちると自分で対応するのは大変で近所に頼む人がいない。
- 小学校後ろの通学路が道幅が狭いのでしっかりと雪かきをしてほしい。

② 草刈り、庭木について（空き家問題も含む）

- 公道にはみ出した木が邪魔になっている。
- 道幅が狭いところは木が伸び出してきていると困る。
- 自宅に庭の手入れに関しても、今はできるが先を考えると心配はある。
- 高齢化により、ボランティアや近所での対応が今後は難しくなる。
- 空き家について、草・木が道まで張り出していたり、倒壊の恐れもある。
- 空き家の塀が崩れそうになっていたり、木が張り出し道に出てきている。通学路にもなっているのが、危険だと感じる。
- 空き家は草や木の問題だけでなく、猫やタヌキが住みついていたたり、衛生上の問題もある。
- 交差点など車が一時停止するところに張り出している木や枝の伐採をお願いしたい。近所では言いにくいので、行政や区長から言ってもらえるとよい。

③ 買い物や受診などの移送について

- 村内にも地区にも商店やコンビニエンスストアがない。あれば便利であり必要と考える。
- 郵便局でいろいろな生活に必要な商品を置いて販売してほしい。
- 利根沼田だけではなく、渋川の方まで送迎できるサービスがあるとよい。

④ゴミ出し等について

- プラスチック、金属等分別が難しい。
- 地区の人ではない人がごみを出していく。分別されていないものもあり、マナーの悪さを感じる。
- 今後は自宅近くにごみステーションがないと大変になる時期が来る。
- ごみを自宅で燃している人がいる。
- 蛍光灯や電球の回収は年2回となっているが、一年中回収できる場所を設けてもらいたい。
- ごみステーションの設置は軒数だけでなく距離も考慮してほしい。
- 別地区の人が捨てていくことや分別のマナーの悪さなどは啓発活動をしてほしい。カラス除けネットの老朽化に関しては、適宜新しいものに交換してほしい。
- 分別の仕方がわからない人が多いようで、周知不足だと感じる。勉強会を実施する等の対応をお願いしたい。

⑤お茶飲み場などについて

- サロンのお手伝いでサポーターが協力をしてくれるが、高齢になってくると負担を感じる。学生等の協力が得られるとよいが。
- 高齢者の集まりは比較的多くあるが、年代ごとの居場所があれば、交流をしたり、話をしたい。

⑥少子高齢化、住宅環境整備、雇用対策について

- 高齢になるとアンケート調査などの文章を読み、回答するのも大変である。
- 以前のアンケートで保育サービスや児童福祉施設の充実を要望している人が多くあった。広場の遊具が老朽化している。新しく直せば子どもが集まる場所になるのではないかと思う。
- 今後、特に少子高齢化対策や雇用対策についてより強化願いたい。若い世代が安心して住め、子育てができる環境を整えてほしい。

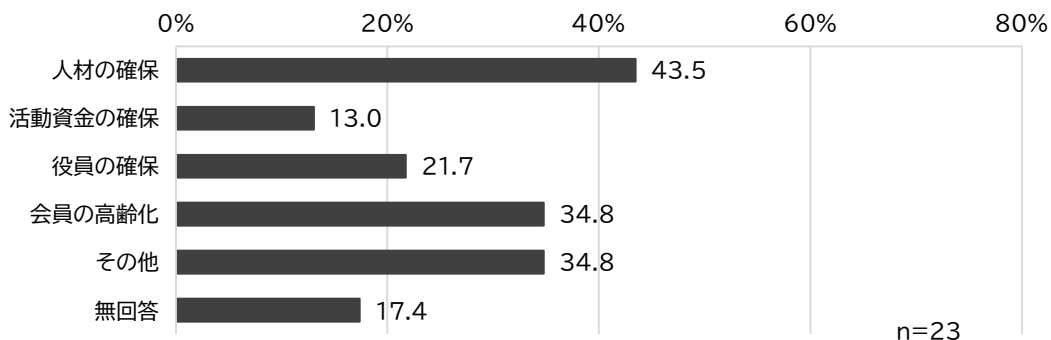
⑦公共バスの低料金化の検討について

- バスに乗って駅まで行くといくらになるのかわからない。村の半額負担のICカード登録と言われても、具体的なイメージがしにくい。
- 田園プラザのバス停留所、特に沼田行のところに屋根がほしい。(夏の日差しと冬の雪時の対応)村外の来客が意外と利用している。
- 公共バスは低料金化と便数を増やしてほしい。
- 1日1回でもよいので公共バスが通るとよいが。

(3) 地域福祉に関する関係団体等ヒアリング調査

①地域で活動を推進していく上で団体として困っていること

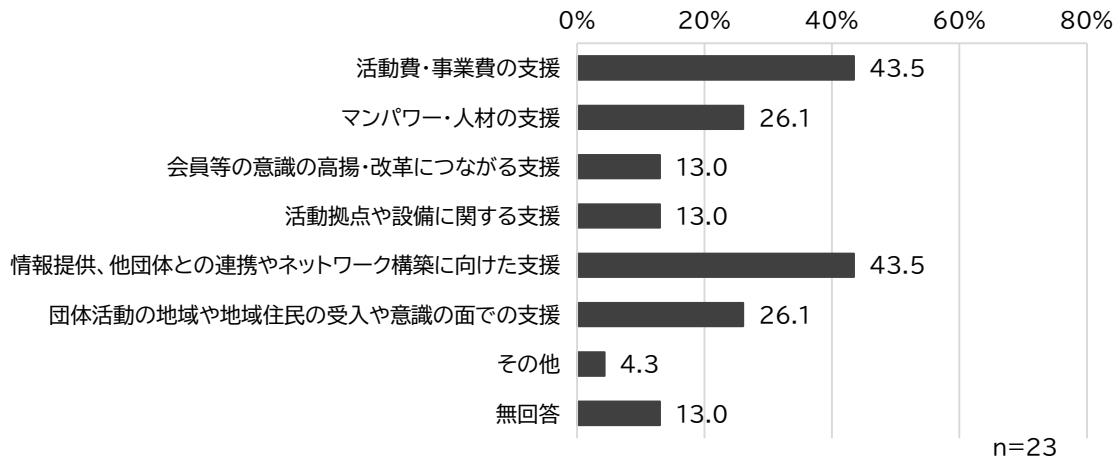
「人材の確保」が43.5%で最も高くなっています。「その他」では、会員や参加者の減少、高齢化などがみられます。



- 現状維持が精一杯な状態である。また、個人情報保護により身体障がい者手帳をもっている人の情報が得られない。
- 民生委員が一期で交代することが多い。できるだけ若い人材を確保し、継続し活動をしてもらえれば、訪問先との交流が良好となる。
- 単位老人クラブの解散など会員の減少が続いている。
- 少子化に伴う園児(参加者)の減少が年々加速している。
- さまざまなスポーツイベントを企画しても、なかなか集まってこない。住民の運動への関心が少ない。
- いきいきサロンに参加される人の高齢化が顕著で、送迎の必要性が今後見込まれる。自分の仕事等多忙なため定期開催は困難。
- 介護予防サポーターが不足、高齢化している。
- どのような活動が求められているか、情報が不足している。
- 会員の高齢化が進み、いきいきサロンへの参加者が減少している。
- 高齢者の見守り、いきいきサロンの送迎等で自分の車を使用しているが、燃料費の補助等があるとありがたい。
- いきいきサロンに対し地域住民が無関心である。(自身が参加する年齢になっていないと思っている)。

②川場村に対する要望

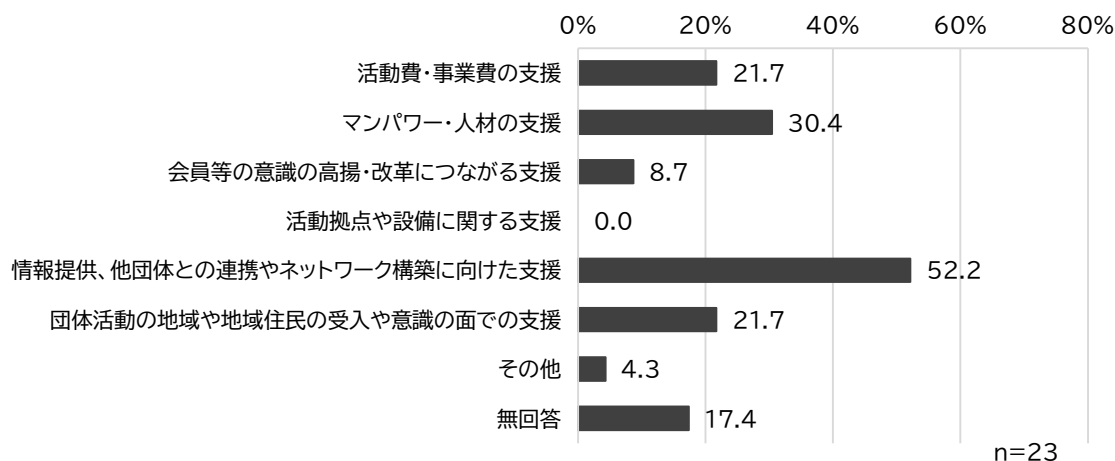
「情報提供、他団体との連携やネットワーク構築に向けた支援」と「活動費・事業費の支援」が43.5%となっています。



- 行政で把握しているひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のうち、社協の買い物ツアーに行けない家庭に対して、日用品や食料品の提供・配達が可能か検討してほしい。賞味・消費期限切れ間近の品について、提供に協力してくれる企業や店舗に声をかけて見つけたい。
- 会員増加に向けた支援。単位老人クラブとして再開できるような支援
- 身体づくりが大切なことを、広報等に掲載してほしい。
- ゲートボール場の名称変更。多目的運動場としてさまざまなスポーツに利用できることを住民に周知していただきたい。
- 小さなこの村でしかできないことを守りつつ、近隣の自治体とのつながりも広げたい。小さな子どもと育児に悩める保護者の憩いの場を広げていきたい。
- 地域包括支援センターから活動への情報提供や活動への支援があるとよい。
- いきいきサロンへの積極的な参加、高齢者との交流・情報提供
- いきいきサロン活動資金の増額

③川場村社会福祉協議会に対する要望

「情報提供、他団体との連携やネットワーク構築に向けた支援」が52.2%で最も高くなっています。



- ボランティア募集は必要に応じてどんどん発信してもらい、やれる人を広く求めるのがよい。
- 老人クラブ活動の周知、会員増加への協力。単位老人クラブ再開への協力。
- いきいきサロンへの補助金等の増額をお願いしたい。
- 高齢者に対する効果的な活動への支援として、情報提供や人材育成の支援をお願いしたい。
- いきいきサロンへの積極的な参加、高齢者との交流・情報提供
- サポーターを含め5名でいきいきサロンを運営しているが、急な用事で欠席になるときに応援してくれる人がいるとありがたい。
- いきいきサロンの活動の運営方法など。

3 現行計画の進捗評価結果

(1) 評価方法

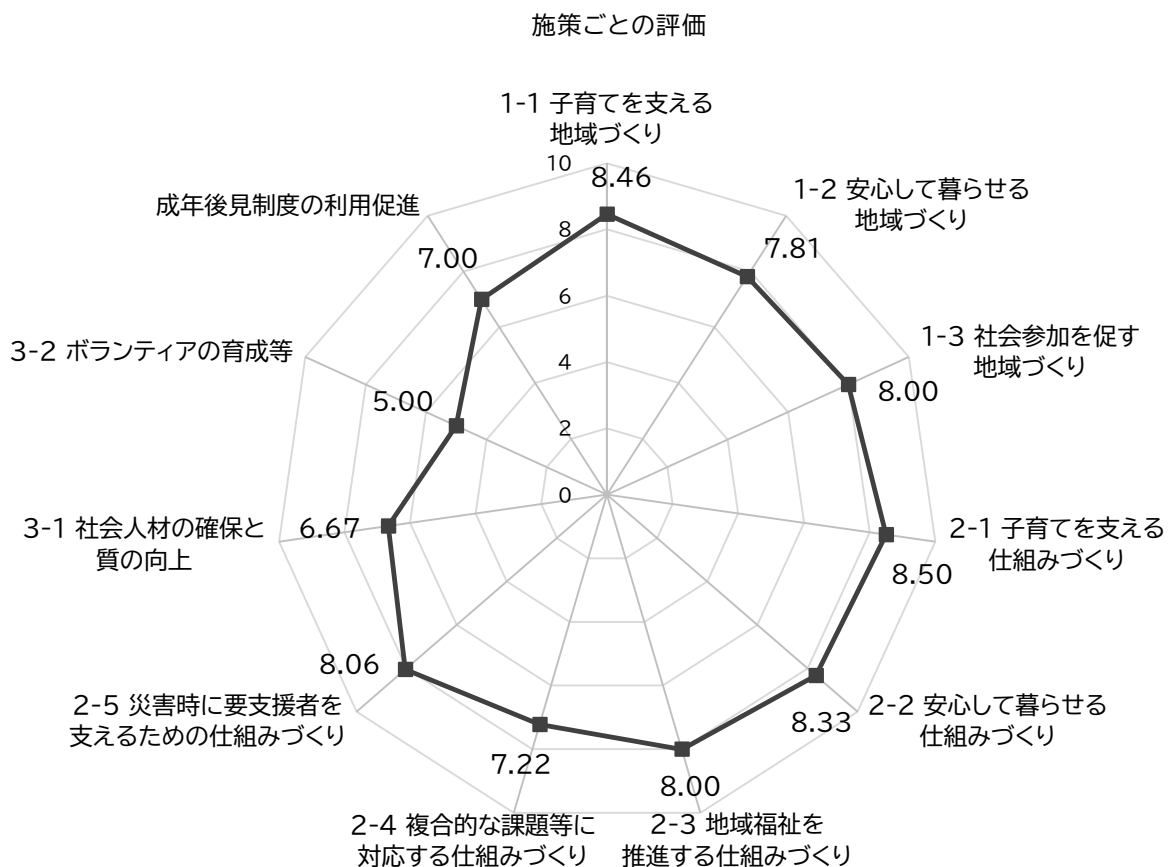
現行の地域福祉計画・地域福祉活動計画（自殺対策推進計画部分を除く）における 117 の事業（業務）の進捗状況を、3つの評価基準（「計画通りに実施＝10点」、「一部、実施した＝5点」、「実施していない＝0点」）で点数化しました。

更に、事業（業務）を束ねた9の施策における平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。

(2) 評価結果

① 施策ごとの評価

評点が8点前後の施策が多い一方、「ボランティアの育成等」、「社会人材の確保と質の向上」、「成年後見制度の利用促進」の評点は若干低くなっています。



※評点は10点満点中の値

②事業（業務）ごとの評価

基本目標	施策	事業(業務)	評価
1 地域づくり	1-1 子育てを支える 地域づくり	放課後児童健全育成事業	10.00
		川場村子ども教室(月曜遊び場・水曜学び場)の開催	10.00
		こども園ちびっこ広場	10.00
		子どもの事故予防	5.00
		小児医療の充実	10.00
		「子どもの人権110番」電話窓口の設置	10.00
		「こども家庭相談」電話窓口の設置	10.00
		交通安全の推進・交通安全教室の開催	10.00
		通学路の安全確保	10.00
		週末の居場所づくり(おもいっきり探検隊)	10.00
		若年母子・父子家庭等の集いの実施	5.00
		手をつなぐ親の会活動への協力・支援	5.00
		母子福祉活動への協力	5.00
		1-2 安心して暮らせる 地域づくり	要保護児童対策地域協議会の充実
	認知症高齢者の見守り事業		10.00
	高齢者運転免許証自主返納支援事業		10.00
	児童や高齢者虐待、障がい者虐待、DV 防止の相談		10.00
	障がい者総合支援事業・障がい福祉サービスの支給		10.00
	障がい者による地域生活支援事業		10.00
	障がい児への支援		10.00
	犯罪等に関する啓発活動		5.00
	防犯教育の充実		10.00
	居場所づくりの推進		5.00
	ふれあいいきいきサロン事業運営の体制づくり		10.00
	老人クラブ活動への協力・支援		5.00
	手をつなぐ親の会、身障連川場分会活動への協力・支援		5.00
	群馬県ふくし総合相談支援事業(県社協事業)		5.00
	生活支援体制整備協議体の運営と生活支援コーディネーター		5.00
	在宅介護者の集いの実施、在宅介護者の交流支援		5.00
	1-3 社会参加を促す 地域づくり	高齢者の生きがいと健康づくり支援	10.00
		村広報の発行	10.00
		村ホームページの開設	10.00
		週末の居場所づくり(おもいっきり探検隊)(再掲)	10.00
		ひとり暮らし高齢者ふれあい昼食会の実施	5.00
		ひとり暮らし高齢者日帰り旅行の実施	5.00
		高齢者等外出支援・閉じこもり予防事業の実施	10.00
広報と社協ホームページの活用		10.00	
生活支援(移送サービス)の推進		5.00	
ボランティアセンターの運営		5.00	

基本目標	施策	事業(業務)	評価
2 仕組みづくり	2-1 子育てを支える 仕組みづくり	認定こども園の整備	10.00
		医療費無料化	10.00
		子育て支援金の支給	10.00
		高等学校等通学定期券の購入費補助	10.00
		村乗合バス運行費補助	10.00
		身近な相談支援	10.00
		子育連その他青少年健全育成への協力	5.00
		子育てサロン事業への協力と助成	5.00
		手をつなぐ親の会活動への協力	5.00
		こども園・小学校・中学校福祉活動への支援と協力	10.00
	2-2 安心して暮らせる 仕組みづくり	高齢者の食育(栄養改善)	5.00
		高齢者の定期予防接種の推進	10.00
		精神保健相談・訪問指導の実施	10.00
		民生委員・児童委員協議会定例会	10.00
		身近な相談支援(再掲)	10.00
		介護予防・日常生活支援総合事業の実施	10.00
		村乗合バス運行費補助(再掲)	10.00
		川場村村営住宅管理事業	10.00
		就学援助の実施	10.00
		生活支援事業及び軽度生活援助事業の実施	5.00
		生活支援(移送サービス)の推進(再掲)	5.00
		介護保険事業の運営	10.00
		ほっこり教室の実施	5.00
	2-3 地域福祉を推進する 仕組みづくり	民生委員児童委員活動の支援	10.00
		食生活改善地区組織活動の支援	5.00
		健康づくり推進協議会の充実	10.00
		川場まつりの開催	5.00
		川場村文化祭の開催	5.00
		健康福祉まつりの開催	10.00
		村民・中学校体育祭の開催	0.00
		世代間交流の推進	10.00
		中学生による子ども議会の開催	10.00
		川場村成人式の開催	10.00
		こども園、小学校、中学校の連携推進	10.00
		川場学習の実施	10.00
		体験学習の推進	5.00
給食試食会の実施		10.00	
村民文化講演会の開催		5.00	
民生委員・児童委員協議会との連携		10.00	
地域福祉に関する連携と情報共有		5.00	
かわば福祉広報の発行		10.00	
群馬県共同募金会川場村支会の運営一般募金、歳末たすけあい募金運動の実施と配分事業		10.00	
ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業の実施	10.00		

基本目標	施策	事業(業務)	評価
	2-4 複合的な課題等に対応する 仕組みづくり	心配ごと相談の実施	10.00
		身近な相談支援(再掲)	10.00
		定例区長会議の開催	10.00
		村税等の納税相談の実施	5.00
		経営者に対する相談体制の充実	10.00
		生活福祉資金貸付事業	5.00
		生活困窮者自立支援事業	5.00
		群馬県ふくし総合相談支援事業(県社協事業)(再掲)	5.00
		川場村社会福祉法人連絡会	5.00
	2-5 災害時に要支援者を 支えるための仕組みづくり	緊急時の情報伝達手段の充実	10.00
		緊急通報装置設置事業	10.00
		安心カードの設置事業	10.00
		福祉避難所の確保	10.00
		避難行動要支援者名簿の作成	10.00
		避難活動プランの作成	10.00
		避難行動支援者名簿の利用体制の確保	7.50
		災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた体制整備	5.00
		福祉避難所の運営	0.00
	3 人づくり	3-1 社会人材の確保と質の 向上	高齢者福祉等の推進
スポーツ環境の充実			5.00
川場村消防団員家族慰安事業補助金の交付			10.00
ボランティア人材の発掘・育成及び広報・啓発の推進			5.00
住民の積極的なボランティア参加・地域活動の推進			5.00
ボランティアに関する情報提供			10.00
3-2 ボランティアの育成等		高齢者福祉等の推進	5.00
		ボランティアセンターの機能強化と活動推進	5.00
		各種団体活動への協力・支援	5.00
		各種研修会の開催	5.00
		地域福祉に関する情報提供や研修会の実施	5.00
		ボランティア連絡協議会との連携・支援	5.00
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の研修会の実施	5.00
		成年後見制度利用支援事業	10.00
		日常生活自立支援事業の利用勧奨	10.00
		成年後見制度の周知・啓発活動	5.00
		地域連携ネットワーク等との連携体制の確保	5.00

※評点は10点満点中の値

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、車の両輪の関係にあり、互いに連携しながら、誰もが安心して暮らし続けられる村となるよう、必要な取り組みを推進するものです。

また、国が目指す『地域共生社会』（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現にあたっては、地域福祉が重要な役割を担っています。

これらを踏まえ、住民、地域、行政、社会福祉協議会、各種団体等のすべての主体が連携して地域福祉の推進を目指すために、「川場村第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念を次のように設定します。

基本理念

誰もが安心して いきいきと暮らせるむら かわば

2 基本目標

基本理念を実現するために必要な3つの大枠を、基本目標として定めます。

基本目標1 地域福祉を推進する人づくり

誰もが「福祉の主人公」であるとともに、住民の多様な課題に対し適切な対応のとれる人材を育成すること等を通じて、地域活動の活性化を図ります。

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 福祉人材の確保と質の向上
- (3) ボランティアの育成等

基本目標2 みんなで支え合い、助け合う地域づくり

思いやりや人と人とのつながり、故郷への愛着などを醸成することで、みんなが協力し合い支え合える地域づくりを推進します。

- (1) 身近な支え合い体制の充実
- (2) 安心して暮らせる環境づくり
- (3) 社会参加への支援

基本目標3 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

複雑化・多様化している住民の課題に対して、総合的な相談体制の整備や各種社会資源等とのネットワークを確保し、課題解決のための手段の確保を行います。

- (1) 複合的な課題等に対応する相談支援の充実
- (2) 災害時における要支援者への支援
- (3) 権利擁護の推進

第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標1 地域福祉を推進する人づくり

(1) 福祉意識の醸成

地域福祉の必要性や「地域共生社会」の重要性等について、より多くの住民に理解してもらい、地域福祉活動に参加・参画してもらうための取り組みが必要です。

住民への福祉教育や生涯学習を通じて、地域のリーダーや地域福祉活動の担い手が生まれるような地域を目指します。

【取り組むべきこと】

一人ひとりの役割	<ul style="list-style-type: none">■ 民生委員・児童委員など、村の福祉のために活動する人たちを知り、見守りなどの活動に協力しましょう。■ 地域の行事などに積極的に参加し、近くの人と助け合える関係をもちましょう。
村の役割	<ul style="list-style-type: none">■ 地域の福祉に関する活動をしている人や組織等への支援を行います。■ 住民の福祉意識や村への愛着を高めるため、イベント等を実施します。■ 児童や生徒に対して、福祉に関する学びの機会を設けます。■ 配食サービス等、見守りなどの地域福祉や孤立防止など課題解決につながる事業を実施します。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none">■ 地域活動の担い手である民生委員・児童委員と連携を図ります。■ 社会福祉協議会の活動やボランティアの活動内容を広く住民に対し発信し、地域福祉への理解を促します。■ 各種募金活動を行うことで、広く住民に対し地域福祉への理解を促します。

【川場村の主な事業】

事業（業務）名	内容	担当課
1 世代間交流の推進	地域の教育力の向上を図るため、世代間交流事業に積極的に取り組み、今後も地域に根ざした開かれた学校を目指します。	教育委員会
2 川場まつりの開催	人と人とのふれあいを大切に、健康で明るく活力ある村づくりを行うことを目的として、住民参加による「川場まつり」を毎年7月に開催します。	むらづくり振興課
3 川場村文化祭の開催	毎年11月「文化の日」を中心に、文化協会各部をはじめ、こども園、小学校・中学校の児童・生徒等による作品の展示や関係団体等による即売会などを開催します。	教育委員会
4 健康福祉まつりの開催	川場村文化祭に合わせて、住民の健康への意識向上のため、血圧測定や歯の健康、食育などさまざまなコーナーを設け、「健康福祉まつり」を開催します。	健康福祉課
5 村民文化講演会の開催	住民が集まる場所をつくることで、交流を図ります。また、人権に関する講演会を多くの住民が聞くことで、人権に対する共通理解を図り、人権意識を高めます。	教育委員会
6 川場村二十歳を祝う会の開催	川場村で新たに二十歳を迎えた人を祝福するために、毎年「川場村二十歳を祝う会」を開催します。	教育委員会
7 川場学習の実施	小学校・中学校において、地域の人とのふれあいを通して、川場村の伝統や文化を学ぶとともに、郷土愛を育みます。	教育委員会
8 体験学習の推進	小学校において「総合的な学習時間」を活用し、農業体験・高齢者等の交流などさまざまな地域ふれあい体験学習を実施します。 また、中学校においては、地域と学校教育が連携し、職場体験「チャレンジウイーク」を実施します。	教育委員会

9	給食試食会の実施	学校給食の意義や役割・歴史についての理解を深めることを目的に、給食試食会を毎年実施します。	教育委員会
10	中学生による子ども議会の開催	将来を担う子どもたちが、川場村の更なる発展に向け、自分の考えや意見を積極的に表明する機会をつくります。更に、地域の一員として主体的に考え、社会に参加する意識を育むとともに、川場村の議会や行政に対する関心を高めます。	教育委員会
11	こども園、小学校・中学校の連携推進	乳幼児・児童・生徒間の交流や教職員間の共通理解により、小学校・中学校への円滑な移行に努めるとともに、道徳教育、交流学习の推進に積極的に取り組みます。	教育委員会 健康福祉課
12	民生委員児童委員活動の支援	地域で見守りの担い手として活躍する、民生委員児童委員の活動を支援します。	健康福祉課
13	食生活改善地区組織活動の支援	具体的な地域福祉活動を行っている団体や組織の強化や支援を行い、食生活改善の推進を図ります。	健康福祉課
14	健康づくり推進協議会の充実	具体的な地域福祉活動を行っている団体や組織の強化や支援を行い、健康づくりの推進を図ります。	健康福祉課

【川場村社会福祉協議会の主な事業】

	事業名	内容
1	かわば福祉広報の発行	広報やホームページを通じて地域の交流事業や福祉事業・活動等を周知し、住民参加や福祉サービスの利用促進を図ります。
2	民生委員・児童委員協議会との連携	民生委員・児童委員協議会定例会への参加を通して、地域課題の共有や解決のための協力、情報共有を行い、地域福祉の推進を図ります。
3	地域福祉に関する連携と情報共有	行政や地域包括支援センター、村内の社会福祉法人との連携、また、県社協や関係団体の協力を仰ぎ、課題や問題へ対応することで、地域における福祉の充実を図ります。

4	川場村共同募金委員会の運営一般募金、歳末たすけあい募金運動の実施と配分事業	共同募金の理念を広く住民に周知し、共同募金運動への理解を深めます。一般募金や歳末たすけあい募金運動の浄財を社会福祉事業の原資とし、社会福祉事業の活性化のための適切な配分を通して、村内の地域福祉の推進を図ります。
5	ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業の実施 (村からの委託事業)	ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等に実施している配食サービスを通して、健全な食生活を確保するとともに、配達時の見守りにより、安否確認ができる仕組みを推進します。
6	福祉バザーの開催	川場村文化祭に合わせて、村民の皆様からの寄付物品を福祉バザーとして販売した売り上げを活用し、社会福祉・地域福祉を推進します。

(2) 福祉人材の確保と質の向上

高齢化がより進行していく中で、支援や介護を必要とする人が多くなり、それに対応した福祉人材の確保が課題となっています。

地域福祉の分野においては、ボランティアからより一歩、福祉の領域に踏み込んだ人材を養成する観点から、人づくりの取り組みを展開していきます。

【取り組むべきこと】

一人ひとりの役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護予防サポーターの養成講座等に参加し、地域に貢献できる技術を身につけます。 ■ 生きがいをもって暮らしていくために、地域活動に参加します。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域課題を解決できる技術を身につけるための講座を、広く住民に向けて行います。 ■ 地域で活躍できるリーダーを育成します。 ■ 自主防災組織などの既存の地域組織を、維持していきます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティアの人材発掘・育成・活動の推進を行います。

【川場村の主な事業】

事業（業務）名	内容	担当課
1 高齢者福祉等の推進	高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防サポーター、認知症サポーター、認知症キャラバン・メイトの育成を行います。	健康福祉課
2 スポーツ環境の充実	子どもたちの多様なスポーツニーズに応えるため、優れたスポーツ指導者の育成を推進し、スポーツ環境の充実を図ります。	教育委員会
3 川場村消防団員家族慰安事業補助金の交付	川場村消防団及び家庭内の消防団活動の労をねぎらうことで、村内の自主防災組織を維持していきます。	総務課

【川場村社会福祉協議会の主な事業】

事業名	内容
1 ボランティア人材の発掘・育成及び広報・啓発の推進	広報誌やホームページを通じて、ボランティア人材の募集、研修や講習会の情報等を発信することで、参加意識の醸成を行い、ボランティア人材の発掘・育成を推進します。
2 住民の積極的なボランティア参加・地域活動の推進	行事やイベントなど、広報誌やホームページを通じて情報等を発信し、ボランティア募集、参加意識の醸成を行い、ボランティアの意義、地域の活性化を推進します。
3 ボランティアに関する情報提供	広報誌やホームページを活用し、ボランティア人材の募集、研修や講習会の情報等を速やかに発信することで、参加意識の向上を推奨し、人材の発掘・育成に寄与します。

(3) ボランティアの育成等

高齢社会に向けて、地域ボランティアの育成などの確保に向けた取り組みが必要です。

地域福祉活動を担う人材の育成に取り組み、地域課題を解決するためのボランティア活動等に積極的に参加できる地域づくりを目指します。

【取り組むべきこと】

一人ひとりの役割	■ 介護予防サポーターの養成講座等に参加し、地域に貢献できる技術を身につけます。
村の役割	■ 地域課題を解決できる技術を身につけるための講座を、広く住民に向けて行います。
社会福祉協議会の役割	■ 村内のボランティア活動が推進されるよう、各種団体に対する協力・支援等を行います。

【川場村の主な事業】

事業（業務）名	内容	担当課
1 高齢者福祉等の推進	高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域活動の場の提供による住民の生きがいづくりを支援します。	健康福祉課

【川場村社会福祉協議会の主な事業】

事業名	内容
1 ボランティアセンターの機能強化と活動推進	ボランティアセンターの機能強化と活動推進を通して、助け合う地域や、暮らしに必要な社会資源づくりを行います。
2 各種団体活動への協力・支援	更生保護女性会、老人クラブ連合会、身障連川場分会など、特定の課題に対する活動を行っているボランティア団体に対して、それぞれ協力・支援を行います。
3 各種研修会の開催	ボランティア活動の技術を身につけてもらう目的やボランティアの意義を考えていただくよう、各種研修会を開催します。
4 地域福祉に関する情報提供や研修会の実施	ボランティア活動の技術を身につけてもらう目的やボランティアの意義を考えていただくよう、各種研修会を開催します。

5	ボランティア連絡協議会との連携・支援	ボランティア活動団体同士の連携を促進させることで、新たなインフォーマルサービスの創出等が期待されることから、ボランティア連絡協議会との連携や支援を行います。
6	クリーンキャンペーンの開催	美しい村づくりの一環として、全村民を対象に、ボランティア活動を通して、環境の美化など広く理解していただくとともに、ボランティア精神の醸成を推進します。

基本目標2 みんなで支え合い、助け合う地域づくり

(1) 身近な支え合い体制の充実

高齢化の進行に伴い、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯など、見守りが必要な世帯が増加しています。

民生委員児童委員、地区区長と連携し、見守りが必要な人への適切な支援を行います。
また、生活に困窮する人への相談対応を行い、自立に向けた支援を行います。

【取り組むべきこと】

一人ひとりの役割	<ul style="list-style-type: none">■ 買い物や散歩などの時間帯を、地域の子どもたちが登下校する時間帯に行くなど、日常生活の過ごし方を、子どもたちの見守りとなるよう工夫してみましょう。■ 「おはようございます」、「こんにちは」など、地域の人と積極的にあいさつをしましょう。■ 学校や地域の行事に、積極的に参加しましょう。
村の役割	<ul style="list-style-type: none">■ 一人ひとりの目が地域福祉の中心として機能できるよう、各地区に見守りネットワークの体制づくりを推進します。■ 高齢者のみにとどまらず、子ども、障がい者や生活困窮者など、見守りを必要としている人に目が届き、相互に安心して暮らせる福祉のむらづくりを目指していきます。■ 生協、郵便局等との見守り協定を結び、民間事業所が地域を見守る体制づくりを進めます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none">■ 見守り活動を通して、安全な地域づくりを推進します。■ 交流活動を支援し、顔見知りにもまれて安心して暮らすことができる地域づくりを行います。

【川場村の主な事業】

事業（業務）名	内容	担当課
1 放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、授業の終了後に「かわば学童クラブ」を利用し、適切な遊び及び生活の場としての環境を整備します。	健康福祉課
2 川場村子ども教室（月曜遊び場・水曜学び場）の開催	保護者の就労の状況に関わらず、すべての児童を対象に、平日の放課後の時間に地域の大人と過ごしなが、交流や遊び等を提供する「月曜遊び場」と、学習内容の理解（算数）を支援する「水曜学び場」を開催します。	教育委員会
3 こども園ちびっこ広場	未就園児とその保護者に対し、こども園の施設開放を実施し、在園児との交流を図るとともに、保護者からの子育て相談を受ける等の支援も同時に行います。	健康福祉課
4 子どもの事故予防	子どもの家庭内における事故防止や心肺蘇生法など、子どもの安全を確保するための正しい知識の普及に努めます。	健康福祉課
5 小児医療の充実	小児医療の診療体制や緊急時対応など、広域的な医療体制づくりに向け、関係機関に対して働きかけを行います。	健康福祉課
6 「子どもの人権110番」電話窓口の設置	いじめや体罰、虐待など子どもの人権に関する相談・悩みごとについての電話相談窓口を設置します。	教育委員会
7 「こども家庭相談」電話窓口の設置	育児、しつけ、食事、心身の発達、虐待など親からの悩みごとや、親子関係など子どもからの悩みごとの相談の受付先として、電話窓口を設置します。	健康福祉課
8 交通安全の推進・交通安全教室の開催	沼田警察署・交通指導員・安全協力会と連携し、道の駅「川場田園プラザ」において、運転者の交通安全啓発活動を行うとともに、小学生に対し、わかりやすい「交通安全教室」を開催します。	総務課

9	通学路の安全確保	交通指導員、安全協力会、PTAの協力による登校時の横断歩道の安全誘導を行います。また、通学路における防犯灯の設置を行います。	総務課 教育委員会
10	週末の居場所づくり（おもいきり探検隊）	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる週末の居場所づくりとして、多様な経験や技能をもつ民間企業・団体等と連携し、特色・魅力のある支援活動「おもいきり探検隊」を行います。	教育委員会

【川場村社会福祉協議会の主な事業】

	事業名	内容
1	若年母子・父子家庭等の集いの実施	同じ課題を抱える親同士がコミュニケーションをもてる機会を設けることで、いたわりのある、子育てを支える地域づくりを推進します。
2	母子福祉活動への協力	地域での母子家庭等を支える母子福祉活動を支援することにより、いたわりのある、子育てを支える地域づくりを推進します。
3	小学校・中学校、こども園への活動協力と助成支援	“川場の宝”である子どもたちの活動を支援するとともに、地域で見守り、お互いを尊重し合える、子育てを地域で支える体制づくりを推進します。 また、誰にでも優しさをもって接することができるよう福祉教育を推進するとともに、行事やイベントなどを通じて世代間の交流を推進します。

(2) 安心して暮らせる環境づくり

住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも暮らすためには、安心して生活できることが何よりも重要です。

多様化する福祉課題に対応していくために、関係機関や地域が連携して安心して暮らせる環境づくりを進めます。

【取り組むべきこと】

一人ひとりの役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりが福祉の「主人公」としての意識をもちましょう。 ■ 地域の課題の解決のため、周囲と積極的に話し合いをしていきましょう。 ■ 地域で解決の難しい課題に対しては、行政や社会福祉協議会等に相談して解決を図りましょう。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康や生きがいなど、多くの人に共通するテーマの地域活動を支援します。 ■ 同じ悩みをもった人同士がコミュニケーションをとれる場づくりを行い、当事者同士の助け合い、つながりによる安心や課題解決を促進します。 ■ 防犯教育や啓発を通して、地域の見守り活動の推進を図ります。 ■ 関係機関等との連携を強化し、住民だけでは解決の難しい課題に対して、解決できる体制を整えます。 ■ 障がいのある人が円滑に生活できるよう、必要に応じた支援制度の提供を行います。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世代間交流等を通じて、身近にどんな人が住んでいるのかがわかる地域を実現し、安心して暮らせる地域を実現します。 ■ 同じ悩みをもった人同士がコミュニケーションをとれる場づくりを行い、当事者同士の助け合い、つながりによる安心や課題解決を促進します。 ■ 住民の自助や互助を支援する事業を行います。 ■ 住民だけでは解決が難しい課題に対して、「丸ごと」受け止める場としての相談窓口を整備します。

【川場村の主な事業】

事業（業務）名	内容	担当課
1 要保護児童対策地域協議会の充実	関係機関や関係団体等と連携し、要保護児童の早期発見や適切な保護を図ります。	健康福祉課
2 認知症高齢者の見守り事業	認知症の人も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者の相談窓口の設置、知識の普及・啓発活動、地域での支え手となる認知症サポーター養成講座等を実施します。	健康福祉課
3 高齢者運転免許証自主返納支援事業	不慮の交通事故を未然に防ぐため、高齢者の免許の自主返納を促すため、運転免許証に代わる身分証明書となる運転経歴証明書の発行手数料を村で補助します。	総務課
4 障がい者総合支援事業・障がい福祉サービスの支給	障がいのある人が日常生活を円滑に送れるよう、障がいの区分や生活実態に応じて、複数のサービスを組み合わせて提供します。	健康福祉課
5 障がい者による地域生活支援事業	補装具や日常生活用具の支給や、移動支援、成年後見制度利用支援など、障がいのある人の地域生活への参加を支援します。	健康福祉課
6 障がい児への支援	障がいのある子どもが集団生活に適應できるように児童発達支援や、放課後や長期休暇中でも生活能力の向上を目指せる放課後等デイサービスなどのサービスを提供します。	健康福祉課
7 犯罪等に関する啓発活動	犯罪防止のためのパンフレットを配布し、街頭啓発活動を実施します。	総務課
8 防犯教育の充実	警察、利根沼田管内市町村と連携した防犯イベントを実施します。 ホームページや広報での防犯情報の発信を必要に応じ実施します。	教育委員会

【川場村社会福祉協議会の主な事業】

事業名	内容
1 居場所づくりの推進	世代を超えた交流の場・機会をつくることで、近隣にどんな人が住んでいるかわかる「顔の見える地域」づくりを進め、地域での安心した暮らしを実現します。
2 ふれあいいいききサロン 事業運営の体制づくり	高齢者にとって定期的集まる機会をつくることで、参加者同士での日常的な見守りや安否確認を推進します。 また、歩いて行ける小地域でのミニサロンの交流を促進する居場所づくりを推進します。
3 老人クラブ活動への協力・支援	老人クラブの会員の増加を支援し、組織を強くしていくことで、高齢者の誰もが生きがいをもてる地域づくり、互いに見守られる地域づくりを目指します。
4 身障連川場分会活動への協力・支援	各団体の事務局として事業や交流会等への協力・支援、活動を通して障がい者福祉を推進します。 また、行政と連携し、障がいのある人が地域社会の中で安全に安心して暮らせる環境を整えるために行政の施策に沿った支援、協力体制を整備します。
5 群馬県ふくし総合相談支援事業（県社協事業）	群馬県ふくし総合相談支援事業に参加し、なんでも福祉相談員を配置します。どこに相談すべきかわからない等、住民の生活や福祉に関する困りごとを受け止める役割を担います。
6 生活支援体制整備協議体の運営と生活支援コーディネーター (村からの委託事業)	地域福祉に関する生活支援体制を整備し、生活支援コーディネーターにより新たな社会資源の整備や移送サービス等の地域課題の解決、福祉対策などを推進します。
7 在宅介護者交流事業（在宅介護者の集い）の実施 (村からの委託事業)	在宅介護という、同じ課題を抱えた住民同士の交流を促進することで、いたわりや支え合いのある地域づくりを目指します。
8 地域貢献事業 移送サービス事業 福祉車両貸出事業	運転免許返納者や移動手段に困っている人などを対象に、通院やお買い物など、在宅生活の継続を支援します また、車いすを使用する人や障がいのある人の通院などを支援するために、福祉車両の貸し出しを行い、在宅での生活の継続を支援します。

9	介護保険事業の運営	<p>住み慣れた地域での在宅生活が続けられるよう、介護保険サービス（居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所）を適正に運営します。</p> <p>また、介護に関する相談や困りごとなど本人、家族に寄り添った調整などを行います。</p>
10	介護予防教室の開催	<p>介護予防にも重点を置き、介護予防教室を開催して健康寿命を延ばすとともに、住み慣れた地域での在宅生活が続けられるよう、介護保険サービスへのスムーズな移行にも相談・調整を行います。</p>

(3) 社会参加への支援

生きがいづくりは健康づくりと関連するなど、さまざまな人にとって社会参加が容易にできることは重要なことです。

地域の活発化のためにも、ライフステージに対応した社会参加への支援を展開していきます。

【取り組むべきこと】

一人ひとりの役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自分の得意なことを、地域でどう活かしていけるかを考えましょう。 ■ 地域の課題について関心をもち、どんなことが求められているか情報収集をしましょう。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 村のイベントや地域の情報を広く住民に発信していくことで、住民の地域参加や地域のことを考える機会を促します。 ■ 多くの住民が参加できる地域のイベントを開催し、社会参加の場づくりを行います。 ■ 二十歳を祝う会や文化祭、川場まつり、敬老会など、一定の住民に共通するテーマの地域イベントを開催し、社会参加の場づくりを行います。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護予防などを切り口とした教室などを開催し、高齢者の閉じこもり予防や参加者同士の交流、社会参加を促します。 ■ ひとり暮らし高齢者などの、地域から孤立しがちな人に対し、外出や交流のための支援やイベントを企画します。 ■ 村の美化など、住民全員で取り組むべき課題に対し、清掃活動などのイベントを実施するとともに、花壇やプランターを設置するなど、広くボランティア活動を通じて社会参加を促します。

【川場村の主な事業】

事業（業務）名	内容	担当課
1 高齢者の生きがいと健康づくり支援	補助金の交付を通じて、単位老人クラブ及び川場村老人クラブ連合会の自主活動の促進と健全な育成を図り、地域の高齢者の社会参加を促します。	健康福祉課
2 村広報の発行	「広報かわば」の発行を通して、村のイベント情報等を広く住民に伝え、参加を促します。	総務課

3	村ホームページの開設	村ホームページを開設し、村の概要をはじめ、行政情報、観光案内、村のイベント情報等を幅広く発信します。	むらづくり振興課
4	週末の居場所づくり（おもいっきり探検隊） （再掲）	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる週末の居場所づくりとして、多様な経験や技能をもつ民間企業・団体等と連携し、特色・魅力のある教育支援活動「おもいっきり探検隊」を行います。	教育委員会

【川場村社会福祉協議会の主な事業】

事業名	内容
1 ひとり暮らし高齢者ふれあい昼食会・日帰り旅行の実施	地域とのつながりをもち、他者との交流や外出などの機会を設けることで、閉じこもりを予防します。 また、日頃の様子や体調などの変化を見逃さぬよう見守り活動を推進します。
2 高齢者等外出支援・閉じこもり予防事業の実施	
3 ひとり暮らし高齢者に誕生日プレゼントを贈り、併せて見守り活動の実施	
4 広報と社協ホームページの活用	事業内容を広報とホームページで発信することで、川場村社会福祉協議会への理解を深め、住民参加を促進します。
5 ボランティアセンターの運営 （村からの委託事業）	啓発活動、生活支援サービスマッチング事業、ボランティア活動育成事業、除雪支援、研修会など、ボランティアへの理解を深め、住民、関係団体と協力し、ボランティアセンターの機能強化と“お互いさま”の地域づくりを推進します。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 複合的な課題等に対応する相談支援の充実

近年、高齢者や障がい者、生活困窮者等の問題は複合的に発生し、適切な相談支援体制が求められています。

総合的な相談体制を整備し、住民が地域の課題をひとりで抱えることなく、相談できる体制を構築します。

【取り組むべきこと】

一人ひとりの役割	<ul style="list-style-type: none"> 生活課題を抱えてしまった場合は、課題が大きくなる前に、なるべく早く行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員に相談しましょう。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> 住民の相談を総合的に受け止められる窓口を設置します。 各窓口が連携し、必要に応じて別な窓口の福祉サービスへ誘導できるよう体制を整えます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業等を通じて、課題を抱えた住民に対して自立までの総合的な課題解決の支援を行います。 複合化した課題を解決できるよう、それぞれの福祉サービスの運営主体との連携を確保し、協働による課題解決の体制を整えます。

【川場村の主な事業】

事業（業務）名	内容	担当課
1 心配ごと相談の実施	生活上のあらゆる悩みごと、困りごとに対する相談を、人権相談・行政相談と合同して実施します。	健康福祉課
2 身近な相談支援（再掲）	支援対象者に対し、積極的に地域に出向いて対応するなど、身近で気軽に相談できる体制を整えます。	健康福祉課
3 定例区長会議の開催	毎月定例区長会議を開催することで、村の施策・事業等に対して地区を代表する区長さんからの意見聴取を行います。	総務課

4	村税等の納税相談の実施	生活が困難な場合や事業不振などにより、納期限まで納税できない住民に対し、納税相談を実施します。	住民課
5	経営者に対する相談体制の充実	中小企業経営者の経営改善、経営発達支援のための巡回・窓口相談の実施します。	むらづくり振興課

【川場村社会福祉協議会の主な事業】

	事業名	内容
1	生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者又は高齢者の人に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。
2	生活困窮者自立支援事業	さまざまな理由で生活に困りごとや不安を抱え、貧困状態にある人の自立した生活の再生に向け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
3	群馬県ふくし総合相談支援事業（県社協事業）（再掲）	群馬県ふくし総合相談支援事業に参加し、なんでも福祉相談員を配置します。どこに相談したらよいかわからないといった住民の生活や福祉に関する困りごとを、受け止める役割を担います。
4	川場村社会福祉法人連絡会	村内の社会福祉法人との連絡会を通して、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みへの支援、各法人のふくし総合相談支援事業においても法人相互間で協力できるよう連携の強化を図ります。

（２）災害時における要支援者への支援

災害時に安全に避難するためには、住民同士の助け合いが必要です。近年では、全国的に自然災害が多発しており、日頃からの防災訓練等の取り組みがより重要となっています。

関係機関と連携し、災害時の避難行動要支援者を把握することや、近隣同士の声かけや見守り体制を整備し、災害に強い地域を目指します。

【取り組むべきこと】

一人ひとりの役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難行動要支援者制度や安心カード等の趣旨を理解し、名簿作成等に協力します。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急時に住民全体が避難活動を有効に行えるよう、体制整備を行います。 ■ 避難行動要支援者名簿の整備を進めます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時における住民の助け合いが効率的に行われるよう、災害ボランティアセンターの設置を行います。

【川場村の主な事業】

事業（業務）名	内容	担当課
1 緊急時の情報伝達手段の充実	村内等で発生した防災・防犯等の緊急情報を、防災無線にて知らせるだけでなく、携帯電話やパソコンメール配信するサービスの利用を勧めます。	総務課
2 緊急通報装置設置事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等において、急病時や災害発生時の連絡体制の整備として、緊急通報装置の設置を行います。	健康福祉課
3 安心カードの設置事業	要援護者（ひとり暮らし高齢者・身体障がい者など）が、万一のとき救護の一助となるよう、住所・氏名・緊急連絡先などを記入し、専用容器に入れ冷蔵庫のドアポケットに備えておく、安心・便利な「安心カード」の設置を推進します。	健康福祉課
4 福祉避難所の確保	一次避難所で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な高齢者や障がい者に対して提供される福祉避難所を、村内の社会福祉法人・事業者等と提携し確保します。	総務課 健康福祉課

5	避難行動要支援者名簿の作成	災害などの緊急時にしっかりと支援の手が届くよう、避難行動要支援者名簿の作成を行います。	健康福祉課
6	避難活動プランの作成	地域での避難行動が計画的に行われるよう、避難行動要支援者名簿をもとにした避難活動プランの作成を行います。	総務課
7	避難行動支援者名簿の利用体制の確保	消防団や民生委員・児童委員などに対し、災害時などの際に身近な支援の手として活動してもらえよう、緊急時における避難行動要支援者名簿の共有体制を整えます。	総務課 健康福祉課

【川場村社会福祉協議会の主な事業】

事業名	内容
1 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた体制整備	災害ボランティアセンターの設置、運営に向け、日頃から行政、関係機関との連携や情報共有を行います。
2 福祉避難所の運営	川場村と提携し、デイサービスセンターを、災害時には福祉避難所として活用します。
3 災害時の協定に基づいた災害時の対応に向けた体制整備	関係機関・団体等と締結した協定に沿って、災害時における協力体制の整備や災害ボランティアセンターの設置、運営・福祉避難所の設置、運営に対応すべく、行政、関係機関との連携や情報共有を行い、災害時に速やかに対応できる体制整備を推進します。

（3）権利擁護の推進

高齢者や障がいのある人、子どもなど、さまざまな住民の権利を守り、尊厳を保持していくためには、虐待防止に関する取り組みが重要です。また、認知症や障がい等により判断能力が十分でなくても、自らの権利や尊厳、財産が守られ、安心して暮らせる社会の実現が求められています。

権利擁護の利用促進のための取り組みを行い、誰もが尊重され、安心して生活を送ることができるよう支援します。

【取り組むべきこと】

一人ひとりの役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 虐待防止や権利擁護、成年後見制度への理解を深めます。
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報等を通じて権利擁護や成年後見制度の利用についての周知を行います。 ■ 住民の権利を擁護できるよう関係機関と連携し機能強化に努めます。 ■ 支援の必要な人が成年後見制度を適切に利用ができるように中核機関の整備を行い、相談支援体制の構築を推進していきます。
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活自立支援事業の周知を図るとともに利用を推進していきます。 ■ 日常生活自立支援事業利用者において成年後見制度の利用が必要な場合には、スムーズに移行できるように関係機関と連携を密にし、支援していきます。

【川場村の主な事業】

事業（業務）名	内容	担当課
1 児童や高齢者虐待、障がい者虐待、DV防止の相談	<p>虐待やDV防止に向けた知識の普及・啓発活動を行い、地域における見守りを推進します。</p> <p>また、関係機関との連携を通して、相談体制等を確保します。</p>	総務課 健康福祉課
2 中核機関の整備	「川場村成年後見センター」を設置し、権利擁護等に関する相談に幅広く対応します。	健康福祉課

【川場村社会福祉協議会の主な事業】

事業名	内容
1 日常生活自立支援事業の推進	日常生活自立支援事業の周知を図り、自立した日常生活が送れるよう支援するとともに、成年後見制度の利用が必要な場合には、スムーズに移行できるように関係機関と連携を密にし、利用者に寄り添った支援していきます。

第5章 成年後見制度利用促進計画

1 基本的な考え方

- 住民が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えます。また、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるよう相談体制の構築を目指します。
- 権利擁護支援を行う地域全体の仕組みの構築を目指し、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整えていきます。
- 後見人ひとりでは解決できない問題が発生することがあった場合に、本人を取りまく関係者が連携しながら支援を行えるような体制の構築を図ります。

2 推進施策

(1) 住民に対する成年後見制度の普及啓発

- ポスター、パンフレット等で広く住民に成年後見制度を広報するほか、広報紙やホームページ等も活用し、制度の広報に取り組みます。
- 講演会や研修会を開催するほか、地域での出前講座などに取り組みます。
- 利用者が能力に応じて制度を利用することで制度のメリットを感じるように、後見類型だけでなく、保佐類型・補助類型の周知と、利用者の自分の意思を尊重する視点から、任意後見制度についての周知に取り組みます。

(2) 関係者に対する成年後見制度に関する普及啓発

- 高齢者福祉、障がい者福祉分野で既に行われている会議を有効に活用し、制度の利用が見込まれる人に相談窓口となる中核機関を紹介するなど、相談機関へのパイプ役として活躍してもらえよう関係者への普及啓発に取り組みます。

(3) 成年後見制度に関する相談窓口の設置

- 健康・子育て・福祉・介護の担当部署である健康福祉課、地域包括支援センターにおける相談機能の強化を図ります。
- 行政等の職員では扱いが難しい専門的知見が必要な相談については、専門機関と連携して対応します。

(4) 関係機関の連携体制の構築

- 本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に関わる身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進めていきます。
- 法的な権限をもつ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思をできる限り継続的に把握し、対応する仕組みづくりを目指します。
- 地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、チームで検討するためのケース会議の開催や、多職種間での地域課題の検討・調整・解決に向けての連携「協議会」を設置します。

(5) 中核機関の整備

- 令和5年度に設置した「川場村成年後見センター」を地域連携ネットワークの中核と位置づけ、ネットワーク内の司令塔としての機能、協議会を運営する事務局としての機能、チーム支援の進行管理を行う機能をもたせます。
- 中核機関設置に向けて、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用、促進機能、④後見人支援機能、⑤不正防止効果の5つの機能について、段階的・計画的に整備していきます。

(6) 成年後見人等候補者の調整

- 専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）と連携し、財産管理だけでなく、意思決定支援・身上監護も重視した適切な後見人候補者の受任調整を行います。
- 適切な支援方針や成年後見人等が決定されるよう、本人の状況や意向に合わせた支援方針や成年後見人等候補者を調整して推薦する体制を整備します。

(7) 村長申し立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業

- 判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない人に対して、健康福祉課職員、福祉・医療関係者、専門職等が連携して、成年後見制度が必要な人を発見し、相談につなげ、村長申し立てに対応できる体制を構築します。
- 後見人への報酬を負担することが困難な利用者のために、村が実施する成年後見制度利用支援事業の活用を進めていきます。

(8) 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援

- 川場村社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の対象者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へ円滑に移行できるように取り組んでいきます。

(9) 後見人等の支援と相談対応

- 法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制をつくります。
- 親族後見人がひとりで悩まないよう、日常的な相談に応じ、必要な場合は専門職や家庭裁判所から助言を受けて対応できる体制をつくります。また、必要な知識や情報を得られる研修会の開催に取り組めます。

(10) 成年後見制度利用支援事業の円滑な運用

- 申し立て費用や後見人等への報酬の助成制度の利用促進を図り、成年後見制度の円滑な利用を図ります。

(11) 不正防止の取り組み

- 地域連携ネットワークやチームで本人と親族後見人等を見守り、支援していくことで、日常的に相談を受け、適切な支援ができる体制を整備し、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正の防止に取り組めます。
- 成年後見人等が本人に対して経済的虐待や横領等の不正行為などの不適切な行為を把握した場合や情報提供を受けたときは、家庭裁判所等と連携し、適切な対応をとっていきます。
- 後見制度支援信託、後見制度支援預金、成年後見支援貯金などを紹介し、制度の利用に対して住民に安心してもらえるように取り組めます。

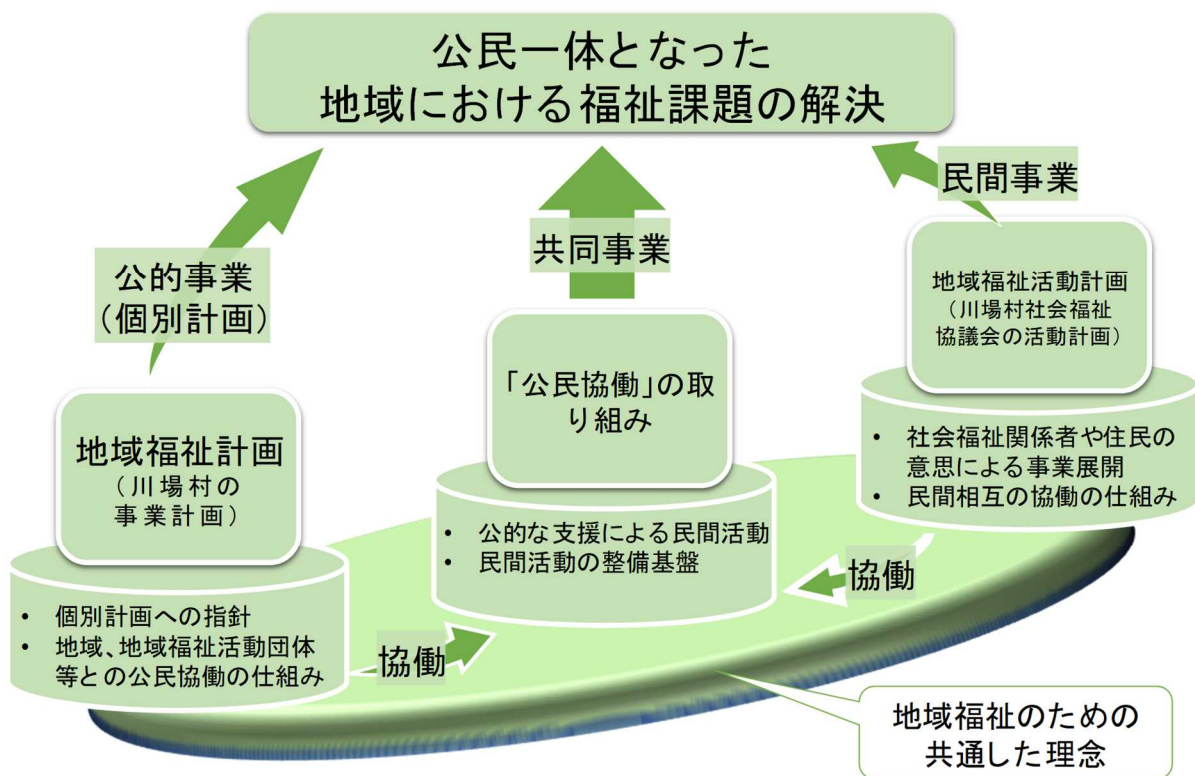
第6章 計画の推進と進捗の管理

1 計画の推進

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、行政だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供するさまざまな主体も、地域福祉の担い手としての意識をもち、互いに協働し合って進めていくことが必要です。

このため、川場村による、地域福祉に係る具体的な方向性、住民・地域支援や施策を示す「地域福祉計画」と、川場村社会福祉協議会による、地域の社会福祉活動の推進を目的とした具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、自助、互助・共助、公助の連携体制の充実を目指し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり“地域共生社会の実現”を進めます。

計画の推進イメージ



2 計画の進捗及び評価

(1) 計画の公表

地域福祉を推進するためには、川場村だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供するさまざまな主体が地域福祉の主人公としての意識をもち、両計画が目指す地域福祉の方向性や各種の施策・取り組みについて、共通の理解をもつことが重要です。

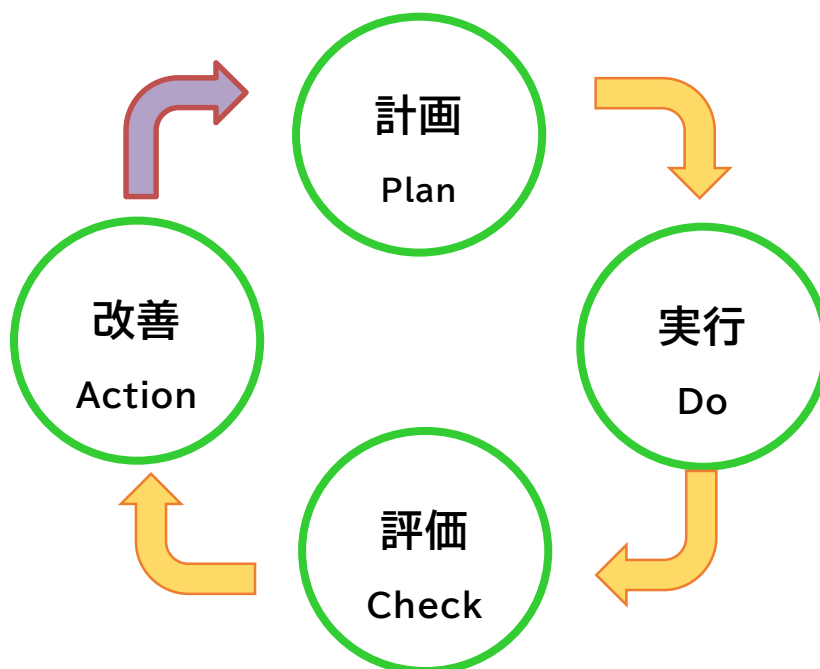
このため、川場村及び川場村社会福祉協議会の広報等を通じて本計画を公表し、村全体で目指す地域福祉の推進について幅広く周知します。

(2) 計画の進捗及び評価

本計画は、川場村と川場村社会福祉協議会だけでなく、住民、地域、福祉サービスを提供するさまざまな主体との協働により推進されるものです。地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動関係者を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、継続的改善手法の1つである「PDCA サイクル」(Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善)) の考え方のもと、計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進捗管理に努めます。

PDCA サイクルのイメージ



資料

1 計画策定組織

(1) 川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の事務局は、川場村健康福祉課及び川場村社会福祉協議会に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附 則

この告示は、令和4年9月30日から施行する。

(2) 川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

令和5年4月1日現在

No.	団体名等	役職名	氏名
1	川場村議会	議長	◎小菅 秋雄
			角田 文雄(令和4年度)
2	川場村議会	総務文教常任委員長	○星野 孝之
			黒田 まり子(令和4年度)
3	川場村社会福祉協議会	理事	星野 千春
4	川場村区長会	会長	入澤 雄司
			桑原 謙一(令和4年度)
5	川場村民生委員児童委員協議会	会長	内田 眞三
6	川場村民生委員児童委員協議会	副会長	高山 恵子
7	川場村婦人会	会長	金子 みつ江
			星野 敏子(令和4年度)
8	川場村ボランティア連絡協議会	会長	小林 正志
9	川場村老人クラブ連合会	会長	砂山 芳夫
10	身障連川場分会	会長	川田 トミ
11	川場村手をつなぐ親の会	会長	松田 まさ子
12	川場村教育委員会	教育長職務代理者	吉野 恵一
			丸山 秋雄(令和4年度)
13	川場村学校長	代表(川場中学校長)	岡村 健一
			小倉 正人(令和4年度)
14	かわば森のこども園	園長	高梨 弘孝
15	川場診療所	医師	白井 告
16	川場春光園	施設長	信澤 真由美
助言者	群馬県社会福祉協議会	地域福祉課長	山田 真喜子
			大山 誠(令和4年度)
助言者	群馬県社会福祉協議会	地域福祉課 主任	蜂須 誠

(敬称略)

順不同

◎:委員長、○:副委員長

事務局等

No.	所属	職名	氏名
1	川場村健康福祉課	課長	小林 巧
2	川場村健康福祉課 福祉係	係長	角田 忍
3	川場村社会福祉協議会	会長	小林 和夫
4	川場村社会福祉協議会	事務局長	外山 政文
5	川場村社会福祉協議会	次長	横坂 千恵子

2 計画の策定経過

令和 5 年		
7 月 25 日	住民座談会の開催 門前地区・谷地地区	
26 日	川場湯原地区・中野地区	
8 月 1 日	萩室地区・立岩地区	
2 日	生品地区・天神地区	
10 月 18 日	令和 4 年度 第 1 回川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員長及び副委員長の選出について 地域福祉計画及び地域福祉活動計画について 地域福祉に関するアンケート調査について	
11 月	地域福祉に関するアンケート調査の実施	
3 月 23 日	令和 4 年度 第 2 回川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 アンケート調査結果報告について 令和 5 年度の計画策定スケジュールについて	
9 月	地域福祉に関する関係団体ヒアリング調査の実施	
11 月 20 日	令和 5 年度 第 1 回川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員長及び副委員長の選出について 地域福祉に関する関係団体ヒアリング調査の結果まとめ 計画の骨子(案)について	
令和 6 年		
2 月 8 日	令和 5 年度 第 2 回川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 川場村第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画素案の検討	
2 月	パブリックコメントの実施(令和 6 年 2 月 13 日～2 月 24 日)	

川場村第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画 成年後見制度利用促進計画

発行日：令和 6 年 月

発行：川場村、社会福祉法人 川場村社会福祉協議会

編集：川場村 健康福祉課

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 3200

TEL 0278-52-2111（代表）

ホームページ <https://www.vill.kawaba.gunma.jp/>

：社会福祉法人 川場村社会福祉協議会

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 3086-1

TEL 0278-50-1122（代表）

ホームページ <https://www.kawaba-shakyo.jp/>
